令和７年第１回定例会（第１号）

令和７年３月３日（月曜日）午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　令和７年度七飯町施政方針
日程第　４　令和７年度七飯町教育行政方針
日程第　５　常任委員会報告
日程第　６　特別委員会報告
日程第　７　出納検査報告
日程第　８　行政監査報告
日程第　９　定期監査報告
日程第１０　一般質問

○出席議員（１４名）

議　長	１４番	木下　敏	副議長	１３番	川村主税
	１番	澤出明宏		２番	神﨑和枝
	３番	江口勝幸		４番	青山金助
	５番	川上弘一		６番	佐々木陵二
	７番	田村敏郎		８番	稲垣明美
	９番	中川友規		１０番	平松俊一
	１１番	上野武彦		１２番	池田誠悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　長　杉原　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	工藤　稔	統括監（行財政改革担当）兼財政課長	青山栄久雄
統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長	川島篤実	総務課長	中村雄司
情報防災課長	庭田昌輝	政策推進課長	笠原泰之
税務課長	佐藤恵美子	会計課長	佐々木宏美
住民課長	福川晃也	環境生活課長	村山徳收
福祉課長	谷口真樹	子育て支援課長	川崎惠子
健康推進課長	竹内圭介	商工労働観光課長	岩上　剛
農林水産課長	村上宏樹	土木課長	松本博和

上下水道課長　池田　晃

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長　佰楼　司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長　磯場嘉和　　学校教育課長　柴田　憲
生涯教育課長　花巻　亘　　学校給食センター長　福永崇弘
スポーツ振興課長　髙橋雅貴

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長　赤石　旭

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書記長　中村雄司

○本会議の書記

事務局長　広部美幸　　書記　山本翔大
書記　伊東宏樹

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

２番　神﨑和枝　　３番　江口勝幸

午前１０時００分　開会

開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和７年第１回七飯町議会定例会を開会いたします。

町　　長　　挨　　拶

○議長（木下　敏）　日程に入る前に、今期定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

杉原太町長、演台でお願いいたします。

○町長（杉原　太）　議員の皆様、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和７年第１回七飯町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員の皆様に御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは、私が町長就任後４年目、任期最終の年度に当たります。これまでの社会情勢の変化や気候変動、議会や町民の皆様との議論を踏まえ、当初予算を編成いたしました。

後ほど施政方針を述べさせていただきますが、予算編成に当たり重要視した項目として、これまで実施してきた健康福祉施策や子育て支援、学校教育環境の充実をさらに充実させることを念頭に、計画的かつ効率的な行財政運営に取り組んでまいります。

特に、物価高騰による子育て世帯の負担軽減、子どもの健康と食育を充実させるため、小中学校児童生徒の学校給食費の完全無償化を実施してまいります。

また、図書館建設について先送りといたしましたが、現状の七飯町図書室の充実と利便性を図るため、５月をめどに文化センターへの移転・開設を目指してまいります。

そして、２０２６年サッカーＪリーグの秋春制移行に伴い、近隣市町と連携し、スポーツ合宿誘致に取り組むとともに、東大沼多目的グラウンドトルナーレの適正な維持管理に努めてまいります。

引き続き、財政健全化にも取り組み、厳しい財政状況の中、行政サービスの質を低下させることのないよう、バランスの取れた計画的かつ効率的な行財政運営を進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、本定例会に提出いたします議案は、令和７年度一般会計予算など当初予算６件、条例の一部改正６件、令和６年度補正予算６件、協議１件、認定１件、報告１件の合計２１件でございます。詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　町長の挨拶を終わります。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

２番　　神　﨑　和　枝　議員

３番　　江　口　勝　幸　議員

以上、２議員を指名いたします。

日程第２

会期の決定

○議長（木下　敏）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月２１日までの１９日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月２１日までの１９日間と決定いたしました。

会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

諸　般　の　報　告

○議長（木下　敏）　この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第１２１条の規定により、本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３

令和７年度七飯町施政方針

○議長（木下　敏）　日程第３　令和７年度七飯町施政方針を行います。

町長の発言を許します。

町長。

○町長（杉原　太）　それでは、令和７年度七飯町施政方針について述べさせていただきます。

令和７年度七飯町施政方針。

１、はじめに。

令和７年第１回七飯町議会定例会の開会に当たり、本年度の町政執行に臨む基本姿勢と施策の一端を申し述べ、議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、町民の皆様から町政執行の任務を与えられ、重責を担って４年目に入り、任期最終の年度を迎えました。

町政の発展と福祉の向上を目指し、誰もが文化・スポーツに親しみ、いつまでも心身ともに元気に暮らす健康寿命の向上、子育て世代の負担軽減と子育てが楽しいまちづくりの実現に向けて「町民の声を生かして創る七飯町」を基本に、当面する諸課題に積極的に取り組み、町民の皆様の深い御理解と温かい御支援の下、負託に応えられるよう決意を新たにしております。

昨年の元日に、能登半島で大地震が発生し、９月にも復興中の能登半島北部が豪雨災害により再び大きな被害を受けるなど、地球規模の気候変動や地殻変動が起きております。

災害は決して他人事ではなく、いつどこで、私たちの身近でも起きるかもしれません。渡島半島に位置する七飯町としても、半島地域の基盤整備や産業振興を、北海道や近隣市町とも連携しながら取り組む必要があるものと再認識したところでございます。

一方、道の駅「なないろ・ななえ」の合併処理浄化槽適正化において、町の建物としての管理監督責任の認識が低く、事務の不手際や改善対応の遅れによる行政の不信感を招いた件など深く反省したところでございます。

七飯町をよりよくするための思いはこれまで以上に強く、町政執行の責任も重いものでございます。

各部署における情報の共有と連携、報告・連絡・相談体制など、常に改善・改革を意識し、「未来に向かって輝く七飯町」の実現のため、誠心誠意努めてまいります。

職員の先頭に立って全身全霊で職務を遂行する決意でございますので、議会議員の皆様及び町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

２、町政に臨む基本方針。

七飯町は、「赤松街道と大沼国定公園、そして函館新幹線総合車両所のまち」として、自然豊かな住環境と文化・芸術・スポーツに触れ、心身ともに健やかに生活できる環境づくりを目指しております。少子高齢化、人口減少社会が加速度を増してきましたが、互いに助け合い、温かい心の通う、全ての町民が生きがいを持って生き生きと暮らせるように、「未来に向かって輝く七飯町」を基本に町政に挑んでまいります。

急激な人口減少も喫緊の課題として叫ばれている中で、当町もいかにして人口減少に歯止めをかけるかが、将来のまちづくりの大きなポイントとなります。

第２期七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本に、人口減少の対応として、次の四つの基本目標に沿って、引き続き具体的な施策を実行してまいります。

①子どもを安心して産み育てられる。

②住み続けたいと思える生活環境を整える。

③食や観光をはじめとする力強い産業と雇用の場をつくる。

④七飯町らしさを活かして人を呼び込み・呼び戻す。

令和６年１２月末までの１年間において、前年に引き続き、当町への転入者数を転出者数が上回る、いわゆる「社会減」となり、人口減少の傾向となっております。

人口減少の中でも、誰一人取り残すことなく、不安なくいきいきとした幸福感や満足感を感じながら充実した生活が送れるような活力に満ちた「まち」を形成していくには、きめ細やかな施策が重要であり、子育て支援、住環境の整備、企業誘致、教育の充実、産業の育成を推し進めてまいります。

また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、本年２月から１４か月間にわたり学校給食費を完全無償化するなど、子育て世代の負担軽減とともに移住定住の促進に努めてまいります。

次に、２０３０年に予定されていた北海道新幹線の札幌延伸が、トンネル工事が難航している影響で、開業時期が見通せない状況となっておりますが、当町においても函館新幹線総合車両所の発着収容庫等の増設による雇用拡大が見込まれることから、新函館北斗・札幌間の早期完成に向けて要望してまいります。

そして、北海道縦貫自動車道大沼トンネルにおいては、避難坑が貫通し、引き続き七飯西大沼工区、峠下工区の本坑工事が行われており、完成後には、南北海道の交通の要衝となることが見込まれることから、道の駅「なないろ・ななえ」付近が流通拠点となることを見据え、これまで整備されたインフラを最大限活用して、新たな企業誘致を進め、雇用拡大・確保に努めてまいります。

また、新幹線をはじめとした交通インフラの充実を好機と捉え、後継者の育成、持続可能な雇用体制と人材確保、さらには移住定住を促していく上での出発点としてまいります。

本年度の町政に臨むに当たり、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応し、これからの時代にふさわしい行政サービスの提供とより効果的・効率的な行政運営の実現に向けて、全庁を挙げて取り組んでまいります。

町政運営の指針であります現在の第５次総合計画は、本年度が最終年度となることから、「第６次七飯町総合計画」の策定に向けて取り組んでまいります。

詳細な施策の概要につきましては、次の「主要施策の推進」で御説明申し上げますが、物価高騰や労務単価の上昇に伴う経費の増加が見られるものの、事務事業の優先順位を見極めながら、一般会計１２２億６，２００万円の予算を編成いたしましたので、御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

３、主要施策の推進について。

本年度の主要施策については、第５次七飯町総合計画の基本構想及び基本計画に沿って、御説明申し上げます。

第１、安全・便利なまち。

初めに、道路・交通ネットワークについて述べてまいります。

道路の整備については、関係機関と連携を図りながら、安全で安心な交通網の形成に努めてまいります。

本年度の町道整備については、社会資本整備総合交付金事業で１路線の整備事業、橋梁長寿命化関連で１橋梁の修繕事業、単独事業で２２路線の改良舗装及び排水設備工事を実施してまいります。

国道については、北海道縦貫自動車道大沼公園インターチェンジから七飯インターチェンジ間のトンネル工事の本坑工事が行われ、避難坑も貫通するなど工事が進捗しておりますが、さらなる早期完成を要望してまいります。

道道については、大沼公園鹿部線、大沼公園線、大野大中山線及び七飯大野線の整備促進について、引き続き北海道に要望してまいります。

河川については、北海道が事業主体の久根別川広域河川改修事業のほか、藤城川、水無沢川及び蒜沢川の砂防事業の整備促進について、引き続き要望してまいります。町河川については、２河川の浚渫工事、２河川の改修のほか、維持、補修工事についても施工してまいります。

地域公共交通については、七飯町地域公共交通計画に基づき、昨年から引き続き、大沼地区移動支援実証実験として「大沼お出かけ号」を運行します。

本年度も効果的で利用しやすい公共交通施策の展開に向けて、鉄道、路線バス、タクシー等既存交通手段に加え、新たな交通手段の可能性を含めた総合的な交通体系の構築に向けた検討を重ねつつ、町民をはじめ、人々の移動の利便性を向上させる持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け努めてまいります。

次に、住宅・市街地の整備について述べてまいります。

空き家対策については、七飯町空家等対策計画に基づいた空き家の適正管理を推進するため、七飯町空家等除却費補助金制度などの活用により、市街化区域内の旧耐震構造の空き家を除却し、住宅の建て替え促進と周辺環境に影響を与えるおそれのある危険な特定空家の解消に努めてまいります。

公営住宅の整備については、本町上台団地の屋根や外壁の長寿命化改修工事を引き続き施工し、また、政策空家になっている本町上台団地及び桜団地については、計画的に解体を進め、それぞれの地域特性を生かした土地利用を図ってまいります。

次に、交通安全対策・防犯について述べてまいります。

交通安全対策については、全道的な交通死亡事故多発状況を鑑み、歩行者を最優先とする意識啓発のための広報活動、スピードダウンや「ながら運転」の防止をはじめとする安全意識向上のための街頭運動、自ら安全を守るための交通安全教育など、地域や学校、関係機関と連携しながら、広く交通安全運動を展開してまいります。

また、加齢による運転操作ミス等が痛ましい事故につながっていることから、運転に不安のある７０歳以上の運転免許証自主返納者を対象に、引き続き高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施し、交通安全対策を進めてまいります。

防犯については、近年は特殊詐欺による被害が全国的に発生していることから、未然防止に向け、警察や地域及び関係諸団体との連携を一層密にし、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

また、外灯のＬＥＤ照明については、外灯組合や町内会等関係団体と協働し、引き続き維持管理に努めてまいります。

次に、消防・救急・防災について述べてまいります。

消防及び救急については、本年度、南渡島消防事務組合において七飯消防署に配備している高規格救急自動車の更新を予定しており、今後も七飯消防署の設備充実が図られるよう、引き続き同組合と連携してまいります。

防災については、あらゆる災害に備えるため、避難所用簡易ベッドなどの備蓄をより一層確保していくほか、広報誌や防災行政無線、防災ラジオ機能つき戸別受信機の配付、地域コミュニティＦＭを活用した「町政だより七飯町」による情報発信などにより、防災・減災意識の啓発に努めてまいります。

また、避難訓練では、駒ヶ岳噴火や風水害など様々な災害を想定し、地域住民や町立学校とも連携し、より効果的な訓練となるようアップデートしていくほか、訓練への相互協力などを通じて、北斗市との相互応援に関する覚書の実効性を高めてまいります。

次に、情報ネットワークについて述べてまいります。

デジタル技術・情報通信技術を最大限に活用しながら、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進し、各種届出・申請や町からの通知・お知らせのオンライン化などにより、町民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげてまいります。

第２、快適なまち。

初めに、環境施策の総合的推進について述べてまいります。

有害鳥獣駆除については、鳥獣被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲従事者の育成のほか、ヒグマの春期管理捕獲事業を実施するなど、人身被害の防止と農業被害の防止に取り組んでまいります。

大沼環境保全対策については、ラムサール条約登録湿地である大沼の豊かな自然環境を次世代につなぐため、大沼ラムサール協議会の活動を支援するなど各関係機関と連携し、環境保全の施策を進めてまいります。

また、本年度は、湿地の保全や生態系に配慮して持続可能な形で利用するワイズユースの学習などを目的に、調査研究や活動をされている方々が全国から参加する「日本湿地学会第１７回大会」が大沼で開催されます。

そこで得た経験と学びを生かして環境学習の充実を図り、次代を担う子どもたちが、大沼の自然観察を通して自然の大切さやふるさとの魅力に触れ、感じ、素晴らしい自然を未来につなげる人材の育成に努めてまいります。

大沼の水質浄化対策については、北海道と連携し、湖水や流入河川の監視と測定を行い、その結果や現場の状況に応じた改善対策を実施するなど、大沼環境保全計画に基づいた水質浄化に努めてまいります。

地球温暖化対策については、昨年度策定した「七飯町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、温室効果ガスの排出量削減等を行うため、省エネルギーの推進及び再エネ施設の導入等の各種施策に長期的視点で取り組んでまいります。

下水道処理区域外の生活排水対策については、合併処理浄化槽の設置を推進し、公共用水域の水質汚濁の防止と生活環境の保全に努めてまいります。

次に、循環型社会の構築について述べてまいります。

廃棄物対策については、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）のいわゆる３Ｒを推進することにより、ＳＤＧｓ社会の実現に向けた社会状況の変化を踏まえ、環境に配慮した資源循環社会の構築を目指してまいります。

また、一般廃棄物最終処分場については、効率的かつ計画的な運用を図るため、延命化に向けて準備を進めてまいります。

次に、上下水道事業の経営について述べてまいります。

水道事業については、水道水を安定供給するため、各種計画等に基づき、施設の維持管理、更新及び耐震化を継続してまいります。

下水道事業についても、汚水の安定処理のため、各種計画等に基づき、施設の適切な維持管理及び更新を実施してまいります。

また、特定環境保全公共下水道の経営効率化等を目的とする広域化処理に関し、議会議員の皆様及び町民の皆様の理解を得ながら、関係機関との協定並びに函館湾流域下水道事務組合規約の一部改正と併せ、下水道事業計画の見直しや詳細設計等を実施し、管路の更新等を見据えた下水道事業の経営に努めてまいります。

第３、ふれあい・安心のまち。

初めに、保健・医療体制の充実について述べてまいります。

保健については、社会環境や生活の変化による様々な健康課題に向けて、生涯にわたり健康でいきいきと暮らしていけるよう、町民一人一人が主体的に自ら積極的な健康づくりや食生活の改善を目指すとともに、「生きることの包括的な支援」を受けられるよう、家庭、地域、社会全体で支援する環境づくりを効果的に推進するため、引き続き「第４期健康づくり基本計画」に基づき、保健事業を展開してまいります。

また、近年社会的問題となっている少子高齢化の現象は、医療現場においても例外ではありません。

医師の高齢化や医療機関の減少など、将来的な課題を見据えた休日当番医体制の維持・強化を図るため、本年度から休日当番医を北斗市と合同で実施してまいります。

町民の健康意識向上に対する取組として、昨年度、実証実験を行った「健康アプリ」について

は、引き続き導入に向けた検証を行ってまいります。

また、町全体で自殺対策を推進するため、ゲートキーパーなどの人材育成を継続的に図るほか、民生委員等をはじめ、町民に対する研修の機会を拡充してまいります。

成人保健については、がんに罹患しても自分らしく生きることができる社会を目指し、経済的負担や不安を和らげるため、新たにウィッグ等の医療用補装具の購入費用を助成してまいります。

母子保健については、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を行うため、本年度から保健センター内に設置する「七飯町こども家庭センター」において、妊娠・出産・子育てに関する必要な情報提供・助言、保健指導を行ってまいります。

特に母子疾病対策では、生後６か月以内に感染すると重症化が懸念される「ＲＳウイルス」の感染及び重症化予防を図るため、新たに妊娠２４週から３６週の妊婦に対して、ワクチン接種費用の半額を助成してまいります。

また、国の交付金事業として町が事業主体となる妊婦のための支援給付金事業を推進し、子育てに必要な経済的支援を行うとともに、妊婦及び子育てをしている家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を通じて、必要な支援につなげる伴走型相談支援を引き続き行ってまいります。

現在、町が実施している乳幼児期の健診においては、新たに１か月児健診を加え、出産後の切れ目ない健診体制の充実に努めてまいります。

さらに、健やかな成長の確認とともに、就学に向けた準備を目的とする５歳児健診事業については、保健師・幼保職員、教育委員会や学校などの関係機関が協力し合い、健診後のケアや就学までのサポート支援を継続的に実施してまいります。

次に、地域福祉について述べてまいります。

介護サービスを支える人材の確保については、引き続き介護職員初任者研修受講補助金交付事業を実施するとともに、町内の介護保険及び障がい福祉の事業所に新規就労される介護職員に対し、奨励金を支給してまいります。

地域における支え合い活動の推進については、生活支援体制整備事業・要援護者支え合い事業・ボランティアポイント事業を継続するとともに、生活支援を担うボランティアへの奨励金を新たに支給してまいります。

近年増加している８０５０問題等、複雑・複合化した支援ニーズへの対応については、分野や属性・世代を問わず相談に応じる包括的相談支援体制の一層の充実を図ってまいります。

安全・安心な地域づくりの推進については、全国で多発する特殊詐欺被害を防ぐため、新たに防犯機能付き電話の購入費用を助成してまいります。

次に、高齢者福祉について述べてまいります。

高齢者の方々が主体的に健康づくりや生活習慣の改善に取り組めるように支援するとともに、元気な高齢者が、老人クラブ・老人クラブ連合会などで行う健康・友愛・地域貢献活動などを通じて、生きがいを持って生活することで、人生１００年時代を見据えた高齢者の健康増進を支援してまいります。

次に、介護保険事業について述べてまいります。

町民の方々が地域において主体的に介護予防活動に取り組めるよう普及啓発事業のほか、地域住民との協働による地域介護予防活動支援事業を推進し、できる限り要介護状態の発生を遅らせることができるよう取り組んでまいります。

また、認知症の方との共生社会の実現に向けて、認知症サポーター養成講座等の普及啓発事業を推進し、町民の方々が認知症の方に関する正しい知識及び理解を深められるよう取り組んでまいります。

次に、障がい者福祉について述べてまいります。

障がい者の方が、生活環境やニーズに応じて、住み慣れた地域で安心して自分らしく自立した生活ができるよう、基幹相談支援センターとの連携により相談支援体制の充実を図ってまいります。

さらに、障がいの有無に関係なく、ともに活躍できる地域社会の実現に向けて、様々な事情により外出する機会が限られ、ひきこもり状態にある方々の社会参加を支援するための居場所づくりに

取り組んでまいります。

次に、社会保障について述べてまいります。

国民健康保険特別会計については、引き続き特定健診の受診勧奨や自己負担の無償化を行うとともに、人間ドック、脳ドック、高齢者インフルエンザ予防接種助成事業の継続など、疾病予防や重症化予防のための事業を積極的に進め、病気の早期発見、早期治療により、増加する医療費の抑制に努めながら、健全運営を目指してまいります。

第４、育むまち。

初めに、子育て支援の充実について述べてまいります。

安心して子育てができる環境の確保のため、新たに、母子保健と児童福祉の各部門が一体となった「七飯町こども家庭センター」を設置し、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を一体的に行ってまいります。

町内外で運営されている保育園・認定こども園等との連携を図り、保護者の就労状況や家庭状況など、個々のニーズに沿った保育選択の相談支援を継続するとともに、認可外保育施設を利用するゼロ歳児から２歳児までの保育料負担を軽減するため、引き続き保護者の所得に応じて助成金を支給するなど、待機児童を発生させない対策を図ってまいります。

また、親の就労の有無に関係なく子どもを預けられる「こども誰でも通園制度」について、令和８年度の本格実施に向け町内保育施設と連携し、体制整備を進めてまいります。

保育人材を確保するため、町内の保育施設に新規就労される保育士や一定期間就労される保育士に対し、保育士等就労奨励金を支給し、保育環境の充実を図ってまいります。

放課後児童健全育成事業については、公営及び民営の学童保育クラブが連携し、受入れ可能数と利用者数の推移を見極めながら、待機児童を発生させない取組を進めるとともに、引き続き公営と民営の利用料差額の一部と多子世帯等に対する利用料の助成を実施し、保護者の負担を軽減してまいります。

また、令和９年４月開所を目指し、建替え事業に着手した本町学童保育施設については、事業を実施する民間事業者と連携し、施設整備及び運営準備が円滑に進むよう支援してまいります。

本町地区及び大中山地区の「子育て支援センター」並びに大沼多目的会館で実施している「ちびっこ広場」を地域子育ての支援拠点として、子育てに関する相談や情報提供と親子交流などのイベントを開催しながら、楽しく子育てができるように子育て世代を支援してまいります。

また、子育て支援アプリ「ななっぷる」を活用し、積極的に子育て情報を発信してまいります。

支援が必要な児童や家庭に対しては「七飯町こども家庭センター」が庁内関係部局と連携し、子どもと保護者に寄り添った支援を展開するとともに、児童相談所、教育委員会、保育所などの関係機関との情報共有を図りながら、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応の対策強化に努めてまいります。

また、多様な取組を行っている民間団体と連携し、子どもの居場所の確保など必要な支援を進めてまいります。

次に、教育関係について述べてまいります。

教育関係については、教育行政方針において、学校教育、生涯教育、スポーツ振興、学校給食など詳細に示されておりますので、尊重してまいります。

子どもたちの学校生活における安全・安心を確保するため、学校のエアコン設置と七飯中学校の長寿命化改修について、引き続き整備してまいります。

学校給食費については、物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、本年度においても完全無償化を実施してまいります。

平和大使派遣事業については、平和の尊さ、大切さを体験してもらうための平和教育事業の一環として、町内中学生を広島市へ派遣してまいります。

国際交流については、国際的視野に立つ豊かな人材を育成するため、大沼岳陽学校、七飯中学校、大中山中学校及び北海道七飯高等学校の中高校生を姉妹都市であるアメリカ・コンコード町へ

派遣してまいります。

また、６月にはコンコード町民による訪問団が来町する予定となっていることから、町民や関係団体と連携し、交流を深めてまいります。

国内交流については、引き続き姉妹都市である香川県三木町との交流事業を実施してまいります。

第５、活気とにぎわいのまち。

初めに、農林水産業の振興について述べてまいります。

農業については、地域農業を持続させていくためにも「地域計画」により、目指すべき将来の農地利用として、次の耕作者へ円滑に引き継がれるように努めてまいります。

担い手の確保に努め、また、集出荷予冷施設の活用により、引き続き産地の差別化と高品質で安全・安心な農畜産物の生産、出荷に努めてまいります。

林業については、森林環境譲与税を財源として、カーボンニュートラルに貢献し、二酸化炭素吸収源となる民有林の整備に向けた事業や木育支援活動を実施してまいります。

また、七飯町森林組合と連携し、各種町有林事業等を実施するほか、災害・防災対策の一環として、治山事業の要望を行ってまいります。

大沼の内水面漁業については、生態系への影響が生じないように漁業資源の確保に注視しつつ、大沼環境保全対策協議会をはじめとした関係機関と連携し、水質改善に資する活動等を支援してまいります。

次に、商工業について述べてまいります。

商工業については、町内の経済及び雇用を支えるなど地域経済を担う中小企業の経営安定化を図るため、商工業経営安定資金貸付並びに商工業経営安定融資保証料補給金及び利子補給金の給付を継続的に実施するほか、七飯町商工会をはじめとする関係団体と連携を密にし、支援対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

また、地域経済の活性化や若者を対象とした起業促進を図るため、公益財団法人函館地域産業振興財団などと協力し、創業バックアップ事業をはじめとした各種事業に引き続き取り組むほか、函館地域経済牽引事業促進協議会における事業として、水資源など豊富な自然環境や交通利便性の高さなどの立地条件をアピールした企業誘致を進めるなど、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

物産振興については、ななえ町物産振興協議会の活動支援、地元特産品ＰＲを目的として町外で開催される展示商談会、物産催事への支援など、特産品を活用した企画や情報発信に取り組み、魅力の向上と販路の拡大に取り組んでまいります。

あわせて、ふるさと納税の拡大に向け、地元特産品の効果的なＰＲによる販路拡大や地域産品の開発、地域経済の活性化に向けた取組を推進し、安定した財源となるように、より一層努力してまいります。

次に、観光について述べてまいります。

観光については、大沼国定公園に代表される豊かな自然をはじめ、四季を通じたアクティビティや恵みあふれる食など様々な視点から七飯町の魅力を発信してまいります。

引き続き、一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会及び一般社団法人ぐるり道南観光推進協議会、環駒ヶ岳広域観光協議会など関係団体と連携しながら、観光振興に取り組んでまいります。

次に、雇用対策について述べてまいります。

雇用対策については、町内の求人情報の周知などハローワークと連携していくほか、南渡島通年雇用促進支援協議会を通じて、通年雇用に必要な資格や技術向上を図るための技能講習などを実施するとともに、高齢者や障がい者などの雇用促進のため、特定求職者を雇用する事業主に対し、国の助成金に上乗せする支援を継続してまいります。

また、七飯町シルバー人材センターと連携し、健康で働く意欲のある高齢者の多様な経験を生かし、安定した活動が継続できるよう支援してまいります。

第６、ともに歩むまち。

初めに、協働のまちづくりについて述べてまいります。

町民と行政と議会が協力し合い、自ら考え、行

動し、暮らしの声を生かした町民主体の協働のまちづくりが必要であります。

「町民の声を生かして創る」まちづくりを進めるため、地域懇談会（タウンミーティング）を開催し、町政運営に反映するための御意見を拝聴し、生かせるよう努めてまいります。

次に、自立する自治体経営について述べてまいります。

今後、少子高齢化に伴う社会保障費や老朽化が進む公共施設等の維持管理費に加え、物価高騰や賃上げによる物件費や人件費などの経常経費がさらに増加することが見込まれるなど、七飯町の財政は、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

そのような中、当町においては、社会教育施設の建替えや公共施設の長寿命化改修など、今後迎える大規模施設の整備に相当程度の財源を要することから、中・長期的な視点で事業の選別を行い、計画的で安定した財政運営に努めていく必要があります。

今後も着実に行財政改革を推進し、将来にわたり持続可能な財政基盤の構築を図るため、「第７次行財政改革大綱」の策定に向けて取り組んでまいります。

４、むすび。

以上、本年度の町政執行についての所信と主な施策の概要について、述べさせていただきました。

「未来に向かって輝く七飯町」の実現に向け、時代のニーズを的確に捉え、創意工夫とチャレンジ精神による施策を「町民の声を生かして創る七飯町」として執行してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議会議員の皆様及び町民の皆様と積極的に対話し、協調と融和によって全職員一丸となって町政を執行してまいりますので、皆様の力強い御支援、御協力をお願い申し上げ、本年度の施政方針といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　以上で、令和７年度七飯町施政方針を終わります。

日程第４

令和７年度七飯町教育行政方針

○議長（木下　敏）　日程第４　令和７年度七飯町教育行政方針を行います。

教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（佰楼　司）　それでは、令和７年度の七飯町教育行政方針を申し述べさせていただきます。

１、はじめに。

令和７年第１回七飯町議会定例会の開会に当たり、本年度の七飯町教育行政方針の概要について申し上げます。

本年度も、教育大綱として策定した教育振興基本計画（令和３年度～７年度）に基づき、誰一人取り残さない持続可能な教育行政を推進してまいります。

学校教育にあっては、全ての子どもたちに夢を持つことの大切さを育み、さらにその夢を実現できる力を身につけさせる教育を目指してまいります。

生涯教育にあっては「夢があるからこそ人は努力する、夢をもつことが今を楽しく生きるための第一歩である」を基本に、年齢に関わらず、夢と希望を抱き続けられる教育を推進してまいります。

教育環境の整備は、利用する児童生徒や町民にとって夢の実現や危機管理の観点からも必要不可欠です。

一方、大変厳しい財政状況の中で実施することになるため、事務事業、施設管理の見直しは必須の課題であることから、利用者への影響に配慮しながら進めてまいります。

また、町立学校卒業生の入学者数拡大と定員確保を図るため、引き続き、七飯高等学校の魅力化アップに取り組んでまいります。

２、教育基本方針。

教育は、豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間を育成するという「人づくり」の使命を担うものであります。

そのため、引き続き、持続可能な教育行政を行

いながら、学校教育にあっては、児童生徒を「リスペクト（敬意と尊重）」することを基本とした学びの提供、社会教育にあっては、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、文化・芸術の振興や文化財の保護等の施策を実施してまいります。

３、本年度の主要施策。

本年度において、七飯町教育委員会が教育振興基本計画に基づき取り組む主な施策について申し上げます。

なお、教育振興基本計画は本年度をもって計画期間が終了することから、本年度において現計画の検証を行い、次期計画を策定してまいります。

第１、開かれた教育行政の推進。

町民の信頼に応える教育行政を推進するため、七飯町総合教育会議との連携や教育委員会議の公開、情報発信、教育行政方針の点検・評価及び公表を行い、地域に根差し、開かれた教育委員会を目指します。

第２、幼児教育の充実。

幼児期の教育は、能力開発、身体育成、人格形成、情操と道徳心の涵養に極めて大切であり、家庭から幼児教育施設、そして小学校への円滑な接続、家庭や地域、関係機関が一体となった幼児教育の推進に努めます。

第３、学校教育の充実。

児童生徒の基礎学力の向上と健全育成、社会の変化に対応した教育や道徳教育の充実を図ります。

また、児童生徒にとって安全な「通いたい学校」、保護者にとって安心な「通わせたい学校」、教職員にとって「働きがいのある学校」を目指します。

（１）学校経営の充実。

校長のリーダーシップのもと、教育課題解決のため、全教職員の創意が発揮できる協働体制の確立を図り、学校経営の改善に努めます。その中核となる教員の資質向上の取組については、オンラインシステム等を活用し、町内各校や渡島教育局、渡島教育研究所、七飯町教育研究所と連携し進めます。

一方で、働き方改革を進めながら、教職員にとって働きがいのある学校を目指すには、保護者や地域の理解と協力が不可欠です。中学校区単位でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進します。

また、教員同士の連携を強化し、複数の視点で児童生徒の成長を見守り、併せて、児童生徒や保護者の相談にも教員が柔軟に対応できるよう、中規模校以上にあっては学年担任制、小規模校にあっては複数学級によるブロック担任制の実施を進めます。

（２）基礎・基本の着実な定着に向けた指導の充実。

基礎的・基本的な知識・技能の定着に向けて、児童生徒一人一人の理解の程度や興味・関心に応じた指導の充実を図るとともに、学校や家庭での学習にＩＣＴ（情報通信技術）を効果的に活用し、児童生徒の主体的な学びにつなげます。

学習支援員を配置し、児童生徒一人一人の学習状況に応じたきめ細かな学習指導を行うことで、全ての児童生徒に基礎・基本の確実な定着と活用する力を育て、誰一人取り残さない教育を目指します。

学力向上には、家庭での学習習慣の確立が不可欠であるため、各学校において家庭学習の定着に努めます。

（３）道徳教育の充実。

実社会や実生活との関わりの中で、自己や人間としての生き方を考え、命を大切にする心や規範意識を育成します。

また、ボランティア活動や体験的な活動を推進し、自発的な福祉活動や地域に根差した活動を通し、他者とともによりよく生きる豊かな人間性を育てます。

（４）いじめ対策等の充実。

「いじめ」は絶対に許されないことです。学校に携わる全ての関係者が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という意識を常に持ち続け、いじめの未然防止、早期発見に努めます。

万が一いじめが発生したときには、いじめを受けた児童生徒の対応に万全を期すとともに、いじめを行った児童生徒には毅然とした指導を行い、いじめを受けた児童生徒の立場に立った解決を図

ります。

また、児童生徒に対する虐待の早期発見、早期対応を図るため、校内での情報共有及び関係機関との連携を一層深めます。

（５）不登校への対策。

不登校対策等については、学校と連携し、教育支援センター「レインボー」への通級や「児童生徒の夢の実現を目指すための連携協定」に基づいたオンライン授業の提供、校内教育支援センターの設置、スクールカウンセラーの活用など、総合的で柔軟なサポート体制の充実を図ります。

また、家庭環境等に課題がある場合は、町長部局と連携を取り、対応します。

校外生活においては、「七飯町生徒指導推進連絡協議会」の活用や定期巡回等を行い、児童生徒の安全安心確保に努めます。

（６）学校体育と学校保健指導の充実。

七飯町の児童生徒の体力・運動能力は、全国と比較し低い傾向にあることから、引き続き、生活習慣の改善と併せて、学校体育の充実、生涯スポーツの基礎づくりを進め、健康な身体づくりを推進します。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育等の推進を図り、児童生徒の健康意識の向上に努めます。

（７）特別支援教育の充実。

特別支援教育支援員を各学校に配置し、児童生徒一人一人の多様な個性を最大限伸ばすため、個々の実態や教育的ニーズに応じた適切で一貫した特別支援教育の充実を図ります。

また、幼稚園等や町立学校における校種間の円滑な連携・接続のため、教育支援委員会で適正就学に向けた相談・指導の充実を図ります。

さらに、七飯養護学校が令和６年度から３年間実施する「インクルーシブな学校運営モデル事業」について、学校運営連携校として七飯中学校が指定されていることから、その活動を支援します。

（８）環境教育の充実。

七飯町は、ラムサール条約登録湿地のある大沼国定公園や赤松並木など豊かな自然環境に恵まれていることから、それぞれの地域の特性等を踏まえた環境教育の充実を図ります。

（９）国際理解教育の充実。

国際社会の一員として信頼され活躍する人材を育成するため、異文化理解に必要な交流活動等への積極的な参加を推進します。

また、語学教育では、チームティーチングによる英語教育の充実を図ります。

（１０）防災・安全対策の充実。

教職員全体で安全な学校づくりに継続的に取り組みます。

突発的に発生する事件・事故・自然災害等に対処するため、「危機管理共通マニュアル」を常に見直します。

「児童生徒の夢の実現を目指すための連携協定」に基づき、災害等により学校が長期休業を余儀なくされた場合を想定したオンライン授業の提供について、模擬訓練を実施します。

地域における見守り活動、不審者情報ネットワーク、コミュニティ・スクール等を活用し、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図ります。

（１１）食育の推進。

児童生徒が食の大切さを学び、望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育を計画的に推進します。

給食費については、原材料費の高騰により値上げを行いましたが、物価高騰による保護者の負担を軽減するため、令和７年２月から実施している物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給食費の完全無償化の取組を、本年度も継続して実施します。

また、今後の給食の安定的な供給のため、令和８年度から給食費を町が一括管理する公会計への移行に向けた準備を進めます。

（１２）教育環境の整備・充実。

①教育施設の整備。

教育施設の安全性、快適性の確保と長寿命化を図ります。

本年度は、学校へのエアコン整備を進めるとともに、引き続き七飯中学校の長寿命化改修工事を実施します。

②学校備品の整備・充実。

学習環境の整備充実を図るため、本年度も計画

的に教材備品、情報機器の整備を推進します。

③奨学金の利用促進。

奨学金利用者の負担の軽減、若年層の七飯町への定住移住を促進するため、「奨学金等償還支援事業」の積極的な利用を推進します。

④「地域とともにある学校」の推進。

「地域とともにある学校」を目指し、七重小学校で進めている学校図書室の地域開放を推進するとともに、他の学校での取組について検討します。

⑤通級指導教室の設置。

通常学級に在籍する、特別な指導が必要となる児童に対応するため、通級指導教室の設置について検討を進めます。

⑥学用品の購入に対する助成。

物価高騰下における子育て世帯を支援するため、小学校への新入学時に購入が必要な教材等の学用品について、本年度も負担軽減を図ります。

第４、生涯学習の推進。

第４次七飯町社会教育中期計画（令和３年度～令和７年度）に基づき、引き続き町民一人一人が地域の自然や歴史・文化に親しみながら、生涯にわたり学び続けることのできる生涯学習推進体制を確立するとともに、令和８年度から５年間を計画期間とする次期計画を策定します。

併せて、子どもたちの健やかな成長のために、家庭や地域が一体となって健全育成に取り組むことができるよう、地域の教育力の向上に努めます。

また、郷土の発展に欠かせないふるさと教育の充実、文化意識の向上と文化財の保護・活用など、文化施策を積極的に推進します。

（１）生涯学習の推進。

老朽化が目立つ社会教育施設については、生涯学習の推進と利用者の安全を確保するうえからも計画的な改修と効率的な整備を図ります。

また、本年度移動する図書室においては、図書活動の推進と環境整備に取り組みます。

老人大学については、高齢者が生きがいをもって参加したいと思える生涯学習の場として、自治会と連携し、ニーズに合わせた講座や活動内容等を検討します。

（２）青少年の健全育成。

七飯町が力強く発展していくためには、青少年の健全育成が不可欠です。体験・交流活動、社会活動等への参加を促し、ふるさとを愛し、明日の七飯町を担う心豊かで心身ともにたくましい青少年を育成します。

また、子どもの安全・安心な居場所づくり、健全育成を推進するため、子ども会活動やＰＴＡ活動の支援、子どもの社会性や人間性を育むための文化体験など、青少年育成事業を推進します。

（３）家庭と地域の教育力の向上。

家庭教育は、子どもの基本的な生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断等を身につけるうえで大変重要な役割を果たします。

家庭、地域、学校の連携を強化し、子育て環境を充実させるとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進し、子どもの健全育成と地域社会の連携強化を目指します。

（４）ふるさと教育の推進。

子どもたちが七飯町に誇りを持ち、希望を抱いて暮らすことができるようにするために、引き続き、本年度も各学校の協力を得て、「夢のあるまち 七飯町」プロジェクトを開催します。

（５）文化・芸術の振興。

芸術文化、生活文化、伝統文化など各分野の振興を図るため、各種文化芸術団体等への支援を通じて、創作活動を奨励します。

また、文化芸術活動に対する助成制度等を活用し、幅広く町民を対象とした芸術鑑賞の拡充や提供に努めます。

（６）文化財の保護・管理の推進。

文化財は、風土や自然、そして、そこに住む人々の営みの中で育まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産であることから、保存整備と積極的な活用を図ります。

埋蔵文化財のほか、民俗資料の展示施設として位置づけている七飯町歴史館において、多角的な視点からの企画展、講座等を開催し、地域の歴史や文化に触れる機会を提供します。

（７）生涯スポーツの推進。

いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツ

に親しみ、楽しめるよう環境整備に努めます。

町民の皆様から様々な御意見をいただきましたスポーツセンターの整備については、整備内容、整備場所等を明確にし、検討を進めます。

幅広い世代の町民がスポーツに親しむ機会の拡充を図るため、関係団体と連携し、各種スポーツ体験会を開催します。

子どもたちのスポーツ離れを防止し、体力向上を目指すため、初心者向けスポーツ教室や競技会等を開催し、運動の習慣化を図ります。

プロチームや実業団のスポーツ合宿誘致を積極的に進めるとともに、チームや選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツへの興味関心を高めます。

４、むすび。

以上、本年度の教育行政方針について申し上げました。

無限の可能性を秘めた七飯町の子どもたちは、ふるさとの明日を担うかけがえのない存在です。

七飯町教育委員会としては、厳しい財政状況にあっても知恵と工夫と創造で、子どもたちが夢に向かって邁進し、健やかに成長できるよう、教育環境の充実に努めてまいります。

また、町民一人一人が夢と希望をもって健康でいきいきとした人生を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための生涯学習の環境づくりに取り組んでまいります。

七飯町議会の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、本年度の教育行政方針といたします。

○議長（木下　敏）　以上で、令和７年度七飯町教育行政方針を終わります。

暫時休憩いたします。

１１時２０分再開いたします。

午前１１時０４分　休憩

午前１１時２０分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第５

常任委員会報告

○議長（木下　敏）　日程第５　常任委員会報告を議題といたします。

民生文教常任委員会の報告を求めます。

池田委員長。

○民生文教常任委員長（池田誠悦）　委員会報告第５号、民生文教常任委員会報告書。

令和６年３月２１日第１回定例会及び令和６年６月５日第２回定例会における議決に基づき、当委員会の所管につき調査した結果を下記のとおり報告する。

令和７年２月１８日。

七飯町議会議長、木下敏様。

民生文教常任委員会委員長、池田誠悦。

記。

所管事務調査事項。

一般廃棄物最終処分場整備事業について。

第３期子ども・子育て支援事業計画策定について。

リサイクルセンターの現状について。

令和６年３月２２日、４月１９日、６月５日、２４日、７月２３日、１２月４日、令和７年２月３日、１８日の８日間、委員会を開催し、環境生活課長、子育て支援課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明を聴取し、調査を行った。

また、７月２３日には、森町リサイクルプラザ、七飯町一般廃棄物最終処分場及び七飯町リサイクルセンターの現地視察を行い、現状の処理状況について確認を行った。

（一般廃棄物最終処分場整備事業について。）

１、調査の目的。

一般廃棄物最終処分場の現状及び今後予定されている第２期処分場の延命化工事等について調査を行った。

２、調査の方法。

一般廃棄物最終処分場整備事業に関するスケジュール、年度別の事業費及び補助金額の見込み、埋立残余容量が分かるもの、延命化工事に関する図面、新設の最終処分場についての現時点での設計等、資料の提出を求め、環境生活課長への聴取を行った。

３、一般廃棄物最終処分場の現状について。

一般廃棄物最終処分場（七飯町クリーンセンター）は、第１期処分場（埋立容量４万４，８６０立米）を平成６年度より供用開始し、平成１６年度には埋立容量増設による第２期処分場（埋立容量３万５，０００立米）を整備し、現在においても、第２期処分場において、不燃ごみの埋立処分を行っている。

第２期処分場については、平成３０年度七飯町クリーンセンター延命化計画対策委託業務において、埋立残容量が１万立米と算出され、令和１１年４月末には埋立完了となることから、早期の延命化工事が必要な状況であった。

そのため、令和６年度には、平成３０年度以降の処理実績を踏まえた直近の残余容量、埋立可能年数の算出及び最終処分場延命化の実施計画を行っている。令和７年３月２０日までの委託業務であることから、数値が修正される可能性はあるが、令和７年２月３日時点では埋立残余容量約３，３００立米、埋立可能年数は令和１０年７月頃と示されている。

４、一般廃棄物最終処分場今後の整備について。

埋立可能年数の結果からも埋立容量の確保が必要な状況であり、第２期処分場の延命化工事を早急に実施する必要がある。令和７年度には、地域計画策定業務による最終処分場整備方針の検討とともに、第２期処分場の一般廃棄物処理施設軽微変更の手続を行い、延命化工事は令和８年度の実施を予定している。延命化工事完了後の第２期処分場の埋立可能期間は、令和１４年４月末までとなり、３年９か月の延命が図られる。

また、第２期処分場の延命化工事後には、現在休止中である第１期処分場の残余容量調査を行った上で、延命化工事を行う予定であり、第２期の埋立後は、第１期処分場へ埋め立てる。第１期処分場での埋立可能期間は、令和１９年２月末と想定される。

また、第１期処分場の延命化工事とともに、破砕機の導入を行うことで不燃ごみの減量化を推進し、さらなる延命化を図っていく考えである。破砕機導入による効果も含め、令和２１年度まで第１期処分場での埋立てが可能となる見込みであり、新設の第３期処分場をそれまでの間において整備する必要がある。

委員からは、ごみの減量化へ向けてこれまで行った対策は、新設する第３期処分場の場所はどこを想定しているのかと質疑があった。

それに対し、分別の細分別化によるリサイクル推進、不燃ごみとして搬入されてきた際に金属等を分別し、売却を行い、延命化を図ってきた。場所は、現地の処分場に隣接する町有地で検討しているが、土地の状況等を確認しながら候補地の絞り込みを今後行っていくと答弁があった。

５、まとめ。

生活から発生したごみは、消却や破砕、資源化など中間処理によって可能な限り減量化、再資源化されるが、埋立処分をせざるを得ない状況にある。最終処分場の埋立容量を超過してしまえば、住民の生活に大きな影響を及ぼすことからも、先を見越した適切な運営が必要となる。

また、一般廃棄物最終処分場の整備には多額の費用が見込まれるため、国及び北海道と連携し、活用できる補助金の検討を行い、整備を進めていくことを求め、委員会報告とする。

第３期子ども・子育て支援事業計画について。

１、調査の目的。

第３期子ども・子育て支援事業計画を把握するため、調査を行った。

２、調査の方法。

第２期子ども・子育て支援事業計画、計画策定の目的及びスケジュール、子育て支援ニーズ調査の実施方法、内容、対象者及び対象人数、現時点で判明している第２期から変更箇所について資料の提出を求めたほか、子育て支援課長への聴取を行った。

３、第３期子ども・子育て支援事業計画の目的。

子ども・子育て支援法第６１条及び第６２条において、市町村は国が示す基本指針に即して、それぞれ５年を１期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされており、直近の第２期計画は令和２年度を始期とし、令和６年度を終期とするものであることから、令和７年度を始期とする第３期の計画を改めて作成する必要

がある。また、本計画は潜在的ニーズも含めたニーズ把握・算出により、利用者ニーズに応じた保育等の子育て支援事業サービスの提供体制を確保することを基本的な目的としている。

４、子育て支援ニーズ調査について。

未就学児童及び小学生児童が属する世帯へ、主に以下の内容で子育て支援ニーズ調査を行い、２，３２２票の配布に対し、１，４７６票（６３．５％）の回収であり、その回答を基に、第３期子ども・子育て支援事業計画の策定を進めた。

家庭の状況（家族構成、保護者の就労状況、子育て環境など）。

保育サービスや子育て支援センターの利用状況。

子どもの病気やけがのときの保育。

未就学児童に対し、小学校入学後の放課後の過ごし方。

小学生児童に対し、現在及び今後の放課後の過ごし方。

町の子育て支援に対する要望等。

５、第２期子ども・子育て支援事業計画からの変更点について。

第３期子ども・子育て支援事業計画では、次の３事業を新規事業として掲載する。

①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）。

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦、支援を要するヤングケアラーの世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。

②児童育成支援拠点事業（学校や家内外の子どもの居場所支援）。

養育環境等に課題を抱える、主に学齢期の児童を対象に児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談を行う。

③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）。

要支援児童、要保護児童及びその保護者を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的に、子どもの発達の状況に応じた支援を行う。

６、第３期子ども・子育て支援事業計画の素案について。

今回策定する第３期子ども・子育て支援事業計画の素案では、次のとおり、６章にわたる項目を掲げている。

「第１章、計画策定の基本事項」では、①計画策定の目的、②計画を根拠とする位置づけ、③計画の期間、④策定体制、⑤子ども・子育て支援をめぐる国の動向を定めており、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や北海道の動きを反映するとともに、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる社会の実現を目指した取組を総合的、効果的に推進するとしている。

「第２章、子ども・子育てを取り巻く当町の現状」では、①総人口の推移、②アンケート調査結果の概要を定めており、総人口の推移としては、平成２７年以降、減少傾向が続いており、総人口に占める老年人口は上昇傾向で推移している一方、年少人口の割合は下降傾向で推移している。また、児童人口及び出生数についても減少している。

「第３章、第２期計画の実施状況」では、①児童数の状況、②教育・保育事業の状況、③地域子ども・子育て支援事業の状況を定めており、第２期子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童数の実績は令和２年から令和５年までは、おおむね推計値どおりに推移しているが、令和６年は推計値を下回った。小学生児童数は、実績が推計値を僅かに上回って推移している。

「第４章、計画の基本的な考え方」では、①計画の理念、②計画の基本的考え方を定めており、基本理念として「未来をつくる子どもが健やかに育つまち 安心していきいきと暮らすまち ななえ」と定めている。また、多様化するニーズを計画の基本的な考えとしている。

「第５章、事業計画」では、①子ども・子育て支援制度からの概要、②教育・保育提供区域の設定、③児童人口の将来推計、④教育・保育事業の「量の見込み」、⑤地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、⑥幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保、⑦子育てのための施設等利用給付の円滑な実施、⑧その他

の推進事業を定めている。

⑤地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方針では、放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）について、町内に整備されている学童保育クラブで量の見込みに対する供給量を確保できるとし、放課後の子どもの居場所は、教育・保育事業と並んで潜在的ニーズが高い点を踏まえ、学童保育クラブの充実を図るとしている。

「第６章、計画の推進」では、①進行管理・評価、②関係機関等との連携を定めており、各年度の事業計画に基づく施策・事業の実施状況等について、七飯町子ども・子育て会議において第三者としての点検・評価をしていくとしている。

委員からは、アンケートの回収率が６３．５％であったことへの捉え方は、保育所等の入所枠は計画どおり確保できているのかなどの質問があった。

それに対し、前回とおおむね同じ回収率であり、分析には十分な数であったと捉えている。各保育園で定めている枠に加え、定員に弾力化で対応しており、また各保育園等において保育士の人数は確保できていることから、現状では問題ないと答弁があった。

７、まとめ。

第３期子ども・子育て支援事業計画については、当委員会にその素案が示された。当該計画期間においては、児童人口は減少していくと推計されているが、アンケート調査においても、母親の就労割合は５年前の調査と比べて増加しており、保育ニーズの増加とともに求める内容も多様化している。多様化する町民のニーズに応えられるよう、ニーズを適切に捉え、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の供給体制を整備していくことを望み、委員会報告とする。

リサイクルセンターの現状について。

１、調査の目的。

リサイクルセンターの現状及び今後の機械更新の予定等について調査を行った。

２、調査の方法。

リサイクルセンターの概要、修繕状況、既存機器の耐用年数、今後導入を検討する機器及び再生物売払状況について資料の提出を求め、環境生活課長への聴取を行った。

３、リサイクルセンター概要。

リサイクルセンターは、家庭等から収集した資源物を選別・圧縮して再生業者に引き渡すまでの中間処理を実施している。七飯町じん芥処理場内に平成８年に設置され、じん芥処理場を休止した後も処理設備の追加・修繕を行いながら中間処理を継続しているが、機器や建屋の老朽化や処理量増加により、既存機器での安定した処理が困難な状況となっている。

既存の主要設備の設置状況は（表１）のとおり、令和元年度から５年度までの修繕状況は（表２）のとおりである。また、令和元年から５年までの再生物の売却状況は（表３）のとおりである。

表を参照してください。

４、事務調査のため、委員の派遣を行った。

（１）調査事項、森町リサイクルプラザでの処理状況について。

（２）派遣日、令和６年７月２３日。

（３）派遣先、北海道森町。

行政視察調査。

（１）北海道森町の概要。

森町は、漁業・農業が盛んな町であり、南は北斗市と七飯町、東は鹿部町、南西は渡島山脈によって厚沢部町に、西は八雲町にそれぞれ接している。森町の山から内浦湾に運ばれる栄養は海を豊かにし、ホタテをはじめ、スケトウタラ、毛ガニ、ボタンエビなど海産物が豊富な町である。

（２）森町リサイクルプラザでの処理状況について。

森町リサイクルプラザは、粗大ごみ・不燃ごみ・資源ごみを再生資源として有効に利用することで、資源循環型社会の基盤をつくるために平成１８年３月に建設された。１日５時間稼働で７トンの各種ごみを処理しており、リサイクルプラザ内で選別された再生できるごみを運びやすい形状にして再生工場に送り出されている。

施設に運び込まれた不燃ごみについて、破砕機で破砕し、その後、風力選別機、粒度選別機、アルミ選別機を通すことで不燃ごみとして処理するのではなく、再生できるごみとして処理してい

る。そのため、不燃ごみとして処理が必要なごみの量が大幅に縮小されている。

５、既存設備・機器への対応及び今後リサイクル施設について。

令和２年に設置した発泡減容器以外の再生設備機器は設置を２５年から２９年経過と再生設備耐用年数の５年から１５年を大幅に超過している。そのため、令和７年度には廃プラスチック油圧式梱包機の更新、令和９年度以降にはペットボトル圧縮梱包機の更新及び作業場整備を行い、ほかの各施設においても状態を確認し、緊急度の高いものから更新を進めていく考えである。

なお、空き缶などを中間処理（圧縮・梱包）せずに直接出荷できないか、コスト面を考慮しながら民間事業との協議を検討している。

また、設備のほか、ビン類選別作業所、各ストックヤード棟、旧消却施設の解体撤去等の課題が残されているため、継続的な施設整備が必要となる。施設整備には多額の費用を要する見込みのため、令和１２年度の次期地域計画作成時には、リサイクル施設全体の基本構想・計画を検討している。

６、まとめ。

当リサイクルセンターに設置されているほとんどの機器は、耐用年数が大幅に超過しており、また、作業場においても劣化が進んでおり、機器の更新はもちろん、作業場の整備も喫緊の課題といえる。

また、森町のリサイクルプラザでは、不燃ごみとして搬入されたものを破砕し、可能な限り再生できるごみと廃棄物を区分して処分しており、一般廃棄物最終処分場への搬入量を極力減らす取組は、一般廃棄物最終処分場の延命化にもつながるものである。

当町においても、リサイクルセンターの整備と一般廃棄物最終処分場の整備について、より効率的に運営できる施設となるよう、一体化した計画として進めていくことを望み、委員会報告とする。

以上です。

○議長（木下　敏）　議会運営例規第７９項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。

委員長、お疲れ様でした。

以上で、常任委員会報告を終わります。

暫時休憩いたします。

１時、再開いたします。

午前１１時５２分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第６

特別委員会報告

○議長（木下　敏）　日程第６　特別委員会報告を議題といたします。

並行在来線と地域公共交通に関する調査特別委員会より報告書の提出がありますので、報告を求めます。

神﨑委員長。

○並行在来線と地域公共交通に関する調査特別委員長（神﨑和枝）　委員会報告第３号、並行在来線と地域公共交通に関する調査特別委員会報告書。

令和５年６月７日第２回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

令和７年２月１０日。

七飯町議会議長、木下敏様。

並行在来線と地域公共交通に関する調査特別委員会委員長、神﨑和枝。

記。

１、調査の経過及び内容。

（１）令和５年６月７日に第１回目の委員会を開催し、委員長に神﨑和枝委員、副委員長に中川友規委員をそれぞれ互選した。

（２）令和５年６月２９日に第２回目の委員会を開催し、今後の調査事項についての協議を行った。

①北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線について。

②七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証

実験について。

以上２項目を当初の調査事項とし、資料要求することを決定した。

（３）令和５年７月２４日に第３回目の委員会を開催し、政策推進課長の出席を求め、提出のあった資料に基づき説明の聴取を行った。

①北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線について。

ア、北海道新幹線札幌開業までのスケジュールについて。

「新函館北斗～札幌間」の約２１２キロメートルは、平成２４年に認可・着工され、新函館北斗駅開業のおおむね２０年後までの開業が予定されていたが、平成２７年の「政府・与党申し合わせ」において５年前倒しすることとなり、２０３０年度末の開業を目指すことが決定した。

イ、札幌開業までの七飯町の取組について。

関係機関・団体と連携し、国等への要望活動を行うとともに、情報発信活動を実施し、新青森～新函館北斗間の利用者の利便性向上を図るため、青函共用走行区間のさらなる速度向上等についても引き続き要望活動を行っている。今後は、札幌市内や首都圏のイベントにおいて、北海道新幹線の認知度向上、沿線地域への開業効果の波及や拡大を目的としたＰＲ活動にも取り組む予定である。

＜表１＞七飯町が参画する主な関係機関でございます。

七飯町北海道新幹線建設促進期成会（七飯町政策推進課）、北海道新幹線建設促進道南地方期成会（渡島総合振興局）、北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会（札幌市新幹線推進室）、北海道新幹線建設促進期成会（北海道商工会議所連合会）等になっております。

ウ、七飯町の費用負担について。

北海道新幹線並行在来線対策協議会（事務局：北海道総合政策部交通政策局）から示されている最新の収支予測は、＜表２＞のとおりである。

これは、北海道新幹線並行在来線収支予測：令和４年８月現在のものでございます。

①は第３セクター鉄道、②はバス運行、③は第３セクター鉄道＋バス運行のパターンとなっております。どのパターンにしても、赤字経営を示しております。

それぞれの初期投資額及び収支不足額が地方負担分となり、北海道と沿線市町により費用負担することになるが、七飯町の費用負担額（割合）については、協議会において並行在来線の交通体系を＜表２＞①～③のいずれかに決定した後に本格的な議論･検討となるもので、決定までにはなお時間を要する。

エ、沿線自治体との協議及び並行在来線に関する要望活動について。

北海道新幹線（新函館北斗～札幌間）の開業に伴い、ＪＲ北海道から経営分離される函館線（函館～小樽間）について、北海道及び沿線１５市町とともに北海道新幹線並行在来線対策協議会を組織し、地域交通の確保に関する検討を行っており、協議会の概要は＜表３＞のとおりである。

なお、沿線１５市町を取り巻く環境の違いなどを考慮し、後志管内、渡島管内ごとにブロック会議を設けている。

＜表３＞北海道新幹線並行在来線対策協議会の概要でございます。

構成員は、北海道及び沿線１５市町で、函館市から小樽市までの代表者。

目的は、並行在来線（函館～小樽）沿線の地域交通の確保に関する調査・検討になっております。

協議事項は、並行在来線の地域交通の確保方策の調査研究に関することなどでございます。

並行在来線に関する要望活動としては、渡島総合開発期成会を通じて、国や道等の関係機関に、並行在来線の将来にわたる維持存続に向けた財政支援措置等の確立等について、毎年要望書を提出している。

②七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験について。

公共交通が主な移動手段となっている高齢者を対象とした移動支援事業の導入に向けて、住民の方がハイヤーまたはタクシーを利用した目的や乗降地域などを調査する実証実験期間が終了したことから、集計結果の聴取を行った。

申請書配布対象者７，６７６人中、実利用者は

１，２７６人であり、実利用率は１６．６２％であった。

また、時間帯別使用率では、午前１０時から午後２時の時間帯で５５．１％となり、主な乗降車場所は、自宅から店舗や病院間という結果であった。

（４）令和５年８月２８日に第４回目の委員会を開催し、副町長、政策推進課長の出席を求め、七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験利用者アンケートの結果や町民意見交換会資料等に基づき説明の聴取を行った。

利用者が居住している地域内での移動に利用したケースが多い結果となり、市街地から離れた地区では利用が低調であった。これは、１回の乗車で１枚（５００円）の利用制限が妨げとなったと思われる。

問題点としては、町内タクシーだけでは台数が足りず、配車までに時間を要したこと。市街化区域以外に居住している住民にとっては、利用するメリットが小さかったことである。

令和５年８月２１日・２２日に町内４地区において町民意見交換会を開催したが、大沼地区参加者は８名（利用者０名）、藤城地区参加者は３名（利用者１名）、本町地区参加者は１５名（利用者１名）、大中山地区参加者は５名（利用者１名）という結果であり、費用対効果は少なかったように感じられた。

委員から、地域公共交通とは高齢者だけの問題ではなく、子どもから高齢者まで、住民から旅行者まで、全ての人にとって利用しやすい政策を検討するべきとの意見があった。また、今回実施したハイヤー・タクシー運賃負担軽減事業を、今後全町民を対象に年間を通して実施することは、町の財政面を考慮すると問題が多いとの意見があった。

（５）令和５年９月６日に第５回目の委員会を開催し、地域公共交通に関して、全委員の共通認識を図るため、今までの取組内容についての資料要求をすることを決定した。

（６）令和５年９月２２日に第６回目の委員会を開催し、政策推進課長より、平成２２年度から現在までの地域公共交通に関する取組内容を聴取した。

令和２年第２回定例会において、総務財政常任委員会が「地域公共交通について」の項目で所管事務調査を行い、それまでの協議内容は令和２年第４回定例会で報告されていたことが確認できた。

新たに資料として提出された「新幹線開業後の第３セクター鉄道の状況」は＜表４＞のとおりであり、第３セクター鉄道の鉄道事業利益は赤字が続き、沿線自治体等からの補助金収入で運営継続していることが把握できた。

＜表４＞で、新幹線開業後の第３セクター鉄道の状況は、以上のとおりでございます。

（７）令和５年１１月１５日に第７回目の委員会を開催し、政策推進課長より、今後実施する予定である「大沼地区移動支援実証実験」についての説明を聴取した。

「大沼地区移動支援実証実験」は、以前実施した「七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験」の結果及び町民意見交換会における意見等を踏まえ、大沼地区における公共交通網の課題解消に寄与することを目的とし、令和６年１月下旬から１年間実施し、実施期間終了後は、その結果を踏まえ、本格運行への移行を予定している。

対象者は大沼地区に居住している方とし、年齢や自動車運転免許証の有無は問わない。また、運行回数は、毎週月曜日、火曜日及び木曜日の週３回とするが、利用者に偏りがないようにするために、同一利用者の予約は週２回までとしている。利用車両は町が所有するハイエースを使用し、運行における定員数は車両定員の１０人から運転手及び助手席乗車を除いた人数である８人としている。実証実験期間中における利用料金は無料とするが、実証実験期間終了後に本格運行へ移行する際には、利用料金を有料とする予定である。

委員から、本格運行へ移行した際の利用料金は幾らを想定しているのか、また、大沼地区内移動のみでも利用できるのかと質疑があった。

政策推進課長から、バスやＪＲ運賃よりも高く、ハイヤー・タクシーよりも安い設定で、一律料金ではなく、移動距離による料金設定にしたい。実証実験期間中に、利用者からの意見聴取や

交通事業者及び運輸支局等との打合せを重ねて協議する。また、大沼地区内移動のみでの利用は想定しておらず、町内市街地までの長距離移動に利用することを想定していると答弁があった。

（８）令和６年５月７日に第８回目の委員会を開催し、政策推進課長より、大沼地区移動支援実証実験「大沼お出かけ号」の実施状況に関する資料の説明を聴取した。

令和６年１月２９日の運行開始から令和６年４月３０日までの利用者年齢は７０代が１５人、８０代が２９人、９０代が２人の計３６人で、運行回数は４０回、延べ利用者数は２０１人、１日平均乗車人数は約５人である。行き先は、町内市街地のスーパー、入浴施設、病院等が多数を占めている結果となっている。

委員から、藤城地区や鶴野地区の住民の意見を聞く機会を設け、施策に反映していただきたいとの意見があった。

（９）令和６年６月５日に第９回目の委員会を開催し、町長より、函館市が目指す北海道新幹線の函館駅乗り入れの件で、函館市長より協議を打診されたことについての説明を聴取した。

函館市より「新幹線等の函館駅乗り入れに関する調査報告書」の提出があり、今後においても情報提供したい旨の報告がされた。町においては、「住民の交通移動手段の確保や鉄路の維持管理等が懸念され、乗り入れによる沿線自治体の費用負担増の可能性や在来線区間の新幹線運行の安全性などの面から、乗り入れは難しいのではないかと答えている。今後においても、函館市の状況を注視し、議会に情報提供していきたいと報告があった。

（１０）令和６年７月１８日に第１０回目の委員会を開催し、政策推進課長より、北海道新幹線（新函館北斗～札幌間）建設工事の進捗状況についての説明を聴取した。

北海道新幹線（新函館北斗～札幌間）の工事延長は約２１２キロメートルで、そのうちトンネル区間が約８０％を占めている。２０１２年６月に着工し、２０３０年度末の完成・開業を目指すとされ、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）は、建設主体として鋭意工事を実施してきたが、複数のトンネルにおいて掘削前のトンネル発生土受入確保の難航や掘削開始後の予期せぬ巨大な岩塊の出現、想定を上回る地質不良などが生じ、現時点においても三、四年程度の遅延が生じている。完成・開業年度については、今後の地質調査の状況や土木工事に続く軌道・電気工事の調達・入札状況等について見極める必要があることから、現時点で具体的な時期を示すことは技術的に困難であるとのことである。

町においては、北海道新幹線建設促進期成会として国や鉄道・運輸機構への要望活動を行っており、今後も沿線自治体と連携を図りながら、早期の完成・開業はもとより、完成・開業時期を早急に示すよう要望していくと報告があった。

（１１）令和６年８月９日に第１１回目の委員会を開催し、政策推進課長より、大沼地区移動支援実証実験「大沼お出かけ号」の利用者への聴き取り調査結果の報告とともに、七飯町デマンドバス運行条例（仮）の制定に向けたスケジュールについての説明を聴取した。

令和７年２月からの本格運行を目指すため、利用者、七飯町議会、地域公共交通活性化協議会における意見を考慮した上で、令和６年第３回定例会に七飯町デマンドバス運行条例（仮）案を上程し、本特別委員会への条例案付託を得て、令和６年第４回定例会において条例制定となる予定である。

次に、北海道新幹線札幌延伸に伴い、桜町にある函館新幹線総合車両所の発着収容庫は、現在の４線分から６線分増設され、１０線分となる予定である。今後、必要に応じて、北海道新幹線を活用した地域公共交通の在り方について、当特別委員会と鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局間で意見交換の場を設けることを確認した。

（１２）令和６年８月３０日に第１２回目の委員会を開催し、政策推進課長より、大沼地区移動支援実証実験の本格運行の概要についての説明を聴取した。

①運行開始日、令和７年２月３日（月）予定。

②対象者、大沼地区の居住者であって、自身でデマンド型交通に乗降できる人。

なお、当該居住者の外出を援助することを目的としてデマンド型交通に乗車する者については、大沼地区以外に居住する者であっても対象とする。

③運行回数、月曜日、火曜日及び木曜日の週３回。

④運行方向、完全予約制のデマンド方式、同一利用者の利用は週２回まで。

⑤利用車両、町が所有する１０人乗りハイエース。

⑥定員数、８人。

本格運行における使用料については、利用者からの意見や、運行に関する収支予測等を勘案し、現在試算中である。使用料については、乗車券１０枚つづりを１セットとし、七飯町役場または大沼出張所において事前に購入する。

委員から、使用料の徴収方法について当該車両の運転手より購入できないかとの質問があり、町からは、検討すると回答があった。

（１３）令和６年９月１２日に第１３回目の委員会を開催し、政策推進課長より、大沼地区移動支援実証実験の本格運行について地域住民や事業者からの要望があり、実証実験期間の延長を考えているとの情報提供があった。

（１４）令和７年１月２０日に第１４回目の委員会を開催した。政策推進課長より、北海道新幹線札幌延伸について、新函館北斗～札幌間のトンネル工事が難航しており、国土交通省が札幌開業の時期について２０３８年度を軸にその前後で調整している。トラブルが続いた場合は、さらに遅れる可能性があると、現段階での情報提供があった。

（１５）令和７年１月２４日に第１５回目の委員会を開催した。政策推進課長より、大沼地区移動支援実証実験は、令和７年度も引き続き無償による実証実験を行い、並行して有償化に向けた調整を実施し、令和８年度からの本格運行を目指すと報告があった。

２、まとめ。

当委員会における調査事項について、①北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線について、②七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験についての２点を上げて委員会を設置し、審議してきたところである。

北海道新幹線札幌延伸については、２０３０年度末開業を目指していたことから、並行在来線について協議してきたが、新函館北斗～札幌間のトンネル工事が難航し、札幌開業時期が現段階で２０３８年前後になると想定される。開業の５年前までには並行在来線についての方向性を出さなければならないところであるが、現在は協議できる段階ではなく、次期七飯町議会議員選挙の改選後に、新たに特別委員会を立ち上げて協議することを全委員一致で決定した。

また、七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験については、当初から申請書対象者（７０歳以上の町民）７，６７６人が利用した場合は多額の費用がかかるため、財政的に継続した事業として行うことは不可能としていた。実証実験においての実利用者は１，２７６人、実利用率は１６．６２％という結果や、意見交換会の参加人数が少なかったことから、この事業は今回の対象者にとっては利用しにくく、費用対効果は薄いと感じられた。アンケート調査の結果からは、ハイヤー・タクシーの台数が不足し、配車までに時間を要したことから、町内のハイヤー・タクシーだけでは対応に限界があるとの意見があり、運転手不足の問題もあると思われた。

この実証実験は既に終了していることから、この特別委員会は、令和７年第１回定例会で報告書を提出し、委員会活動を終了することを決定した。

本委員会の審査は終了するが、今後、新たに地域公共交通に関する事業を立案する場合は、議会に対してきめ細かな情報提供を行うとともに、子どもから高齢者まで利用できる現実的な事業となることを強く望む。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　並行在来線と地域公共交通に関する調査特別委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、議会運営例規第７９項により、質疑を省略いたします。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

以上で、特別委員会報告を終わります。

日程第７

出納検査報告

○議長（木下　敏）　日程第７　出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神﨑監査委員。

○監査委員（神﨑和枝）　監査報告第１３号、例月出納検査報告書。

本３月定例会に報告いたします例月出納検査につきましては、１１月、１２月、１月分の３か月分です。

１１月分につきましては、１２月２３日、２４日、２５日、２６日、１２月分につきましては、１月２７日、２８日、２９日、３０日、１月分につきましては、２月２０日、２１日、２５日、２６日に行っております。

会計課長及び上下水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額が釣り銭を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

日程第８

行政監査報告

○議長（木下　敏）　日程第８　行政監査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神﨑監査委員。

○監査委員（神﨑和枝）　監査報告第２号、行政監査報告書。

地方自治法第１９９条第２項の規定による行政監査を実施したので、同条第９項の規定により、監査結果について下記のとおり報告する。

令和７年２月１８日。

七飯町議会議長、木下敏様。

七飯町監査委員、永田英利、同じく神﨑和枝。

１、監査の目的。

七飯町には、職務上の関連から町が事務局となり、任意団体が所有する町の公金に属さない現金及び通帳を管理している場合がある。これらの管理については、七飯町財務会計規則等の適用対象外であり、財務及び経理上の審査等の対象とはならない。しかしながら、七飯町職員（以下「職員」という。）による公金以外の現金及び通帳等（以下、「公金以外の現金等」という。）の取扱いにおいて事故等が発生した場合には、町の管理責任が問われることになる。このため、公金以外の現金等の取扱い状況を確認し、適正な事務の執行及び事件・事故の未然防止に資することを目的として行政監査を実施した。

２、監査の対象。

令和５年度に職員が職務に関連して取り扱った公金以外の現金等を対象とした。ただし、職務と関係ない親睦会など、任意で会計を担当しているものは対象外とした。

３、監査の実施期間。

令和６年１０月１６日から令和７年２月１８日まで。

４、監査の実施内容。

監査は、全課に対しあらかじめ調査票を送付し回答を求め、提出された調査票及び関係資料を審査するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、事務が適正に執行されているかについて確認を行った。

５、監査の主な着眼点。

（１）公金以外の現金等の事務に必要な諸規定は制定されているか。また、その内容は適正か。

（２）公金以外の現金等の管理は適切か。

（３）公金以外の現金等の経理事務をチェック及びその体制は適正か。

（４）職員が公金以外の現金等の経理事務を行う必要性はあるか。

６、監査の結果。

公金以外の現金等を取り扱っている課、件数等は以下のとおりである。

情報防災課１件、政策推進課３件、住民課３件、環境生活課３件、福祉課２件、商工労働観光課２件、農林水産課１０件、学校教育課１件、学校給食センター２件、生涯教育課４件、スポーツ振興課７件、農業委員会１件、議会事務局２件。

決算時の残高が１００万円を超える任意団体の主な理由は以下のとおりである。

農地管理組合通帳：農地維持支払事業の管理通帳をであるため。

七飯町学校給食センター運営委員会：学校給食費納入通帳であるため。

七飯町文化協会：イベント関係支払管理通帳であるため。

七飯町文化協会（事業基金）：積立金納入通帳であるため。

任意団体の管理体制調査概要は以下のとおりであります。

通帳、印鑑の複数担当者の別管理の有無など、御覧のとおりでございます。

７、監査の意見。

令和５年度において、職員が公金以外の現金等を取り扱った件数は４１件で、決算時の通帳残高は、合計４，６７２万５，８６２円であった。これら公金以外の現金等は、七飯町財務会計規則等の適用対象外であり、経理についても会計管理者の審査対象外である。そのため、この取扱いに関する統一的な基準や規則等はなく、所管課の裁量に委ねられているのが実態である。しかしながら、職員がこれらの現金及び通帳等を取り扱うからには、公金と同様に適正に管理しなければならず、管理上の問題があれば、町がその責任を問われるのは当然である。他の自治体でこれらの現金の横領事件も発生しており、町においても事件・事故を未然に防ぐ対策が必要である。

今回の監査の結果、公金以外の現金等の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。一部改善点として、会計年度や事務局所在地を明記していない諸規定は改正すること、会計年度内での収入・支出を徹底することを申し入れた。その後、諸規定の改正については修正したものを確認した。

今後も引き続き、通帳と印鑑の管理は別人とし、施錠できる保管庫等に保管することを継続するとともに、人事異動等の際は引き継ぎを徹底し、取扱いについては細心の注意を払い、事務の執行に努めていただきたい。

また、庁舎内に任意団体の事務局を設置していることについては、町の業務との関連が密接で効率的に事務を遂行することができる等の理由から合理性があると考えられるが、自立運営できる任意団体においては既に検討中のところもあるが、事務の外部化を検討し、職員の現金管理のリスクを減らすよう努めていただきたい。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、行政監査報告を終わります。

日程第９

定期監査報告

○議長（木下　敏）　日程第９　定期監査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神﨑監査委員。

○監査委員（神﨑和枝）　監査報告第３号、定期監査報告。

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定による定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、監査結果について下記のとおり報告する。

令和７年２月１８日。

七飯町議会議長、木下敏様。

七飯町監査委員、永田英利、同じく神﨑和枝。

記。

１、監査の対象。

七飯町健康センター。

２、監査の目的。

令和３年度、４年度及び５年度の施設の利用状況、運営状況、管理状況及びこれらに関する事務

について、施設の設置目的を達成するため、適正かつ効率的に執行されているかを検証することを目的として監査を行った。

３、監査の期間。

令和６年１２月１６日から令和７年２月１８日まで。

４、監査の方法。

監査に当たっては、提出を求めた資料及び施設で管理している諸帳簿等の関係書類について、抽出により内容を検査の上、現地において関係職員から説明を聴取して監査を行った。

５、監査の結果。

監査の結果は、以下のとおりである。

（１）当健康センターの職員の配置状況等は、後ろにあります別紙１のとおりである。

施設の日常業務は、会計年度任用職員６名により行われており、業務日誌、出勤簿等の各諸帳簿類を検査した結果、適正に執行され、特に指摘すべき事項はなかった。なお、平成３０年度から嘱託職員は配置せず、担当課職員が必要に応じ現地での業務やパソコンの共有フォルダで業務確認を行っている。

金銭管理については、券売機内の現金は、毎日営業終了後に会計年度任用職員２名で回収・集計し、売上額を確認後に金庫に保管している。また、マッサージ機の使用料金の回収・集計は月２回行っている。現金を保管している金庫の鍵や暗証番号の取扱いについては、徹底した管理や指導がなされている。

備品の管理については、備品台帳が整備されており、前回の定期監査以降に購入された備品と備品台帳を付け合わせて確認を行った。その際、備品コードの記載誤りなどの軽微な不備が認められたため、その後修正している。

（２）決算の状況等については、別紙２のとおりである。

歳入歳出予算の執行状況については、収入原簿や契約関係書類等を検査した結果、適正に執行されていた。

歳出においては、設備のメンテナンスや部品の交換などの修繕が毎年継続的に発生しており、修繕料は、令和３年度は６９万５，０００円、４年度は１８６万４，０００円、５年度は２０７万８，０００円であった。また、令和４年度には源泉温泉ポンプの入替工事及び照明設備改修工事（ＬＥＤ化）を、５年度には貯湯槽断熱工事を行っており、工事費の総額は１，２６７万２，０００円の支出であった。

歳入においては、全体の９割弱を使用料が占めており、コロナ禍ということもあり減収となったが、平均すると年間３，３００万円を超える収入であった。しかし、歳出と比較すると令和３年度は２，７４７万８，０００円、４年度は３，６７６万９，０００円、５年度は１，７９８万３，０００円の赤字経営となっている。

（３）当健康センターの利用者数の状況は、別紙３のとおりである。

年間利用者数は、令和３年度は９万７，７８７人、４年度は１０万２，４８３人、５年度は１０万７，９３０人であった。営業日１日当たりの平均利用者数は、令和３年度は３１３人、４年度は３３３人、５年度は３５６人であった。

利用内容のうち、大人（１回４００円）の１日当たり平均利用者数は、令和３年度の１６１人に対し、４年度は１７２人、５年度は１８３人と増加している。同様に、高齢者入浴助成事業対象者（１回２００円）の１日当たり平均利用者数は、令和３年度の１４４人に対し、４年度は１５１人、５年度は１６２人と増加しており、コロナ禍以前より利用者は減ったものの、年々徐々に客足を取り戻している。

６、監査の意見。

当健康センターの運営及び維持管理については、諸帳簿類が適正に整備され、金銭管理についても、毎日の回収・集計を実施しており、適正と認められる。

指定金融機関への現金の引き継ぎは、以前は週１回であったが、現在は週２回となっており、他課との連携の下、夜間金庫を利用して確実な入金と収入事務を行っていることを確認した。

当健康センターは、平成１１年４月２日の開業から２５年が経過し、経年劣化による機械設備や施設の修繕が頻繁に必要になるなど、経費は年々増加傾向にある。今回の現地監査においても、床

面やサウナ室の木製のドアや座面部分に発生した黒ずみや劣化を確認している。

水質検査については、毎年検査を実施しており、菌不検出で報告を受けている。

源泉温泉ポンプや施設の老朽化、隣接施設への温泉供給もあり、これからも必要に応じた点検や修繕を計画的に進めていただきたい。

自主財源確保のために、イベントのプレゼント企画に入浴券を利用したり、使用料を令和６年４月１日から「北海道公衆衛生入浴料金統制額」を基に改定した。

これからも集客が課題となるが、フリーＷｉ－Ｆｉ使用可能や介護予防事業など福祉と連携した健康体操ルーム等の整備など工夫も見られ、これらを活用した宣伝等に期待したい。

当健康センターは、町民の心身の保養と健康増進を目的に設置されていることから、赤字経営のみを取り上げて指摘すべきではないが、町財政への影響を考慮し、利用者の増加対策や経費の縮減を図るとともに、今後も公共施設等総合管理計画に沿って、よりよい施設となることを望むものである。

次のページの別紙１に、組織図及び職員配置状況並びに業務内容が記されております。

別紙２は、管理費の状況（令和３年度、４年度、５年度）の分を載せてあります。

別紙３は、健康センター利用状況でございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、定期監査報告を終わります。

日程第１０

一般質問

○議長（木下　敏）　日程第１０　一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　傍聴にお越しの皆様、動画配信を御覧の皆様、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、大綱３問一般質問を行いたいと思います。

１問目は、各種ワクチン接種についての質問であります。

町では、令和６年１０月１日から令和７年３月３１日まで、新型コロナウイルスのワクチン接種を、該当者１人当たり１万２，３００円の補助を行うために３，０００万円ほどの予算を組んで執行してまいりました。

また、令和７年度からは、母子疾病対策として「ＲＳウイルス」感染対策にワクチン接種費用の半額を助成するとしております。

新型ワクチン接種による死亡や副作用の問題、いわゆる「薬害」とも言える事象が解決していない時期に、昨年１月に販売認証を得たばかりの新しいＲＳワクチンの接種を予算化しております。

今現在、町が把握してきたワクチン接種による副作用や障がいに結びついたと確認できている案件を精査公表し、新たなワクチン接種に向けた合意形成が必要だと考えます。

そこで、以下の点について伺います。

１点目、次世代型ｍＲＮＡワクチンの接種状況について。

２点目、次世代型ｍＲＮＡワクチン関連の予算執行状況について。

３点目、町内における新型コロナワクチン接種による２類から５類を通して、死亡・副作用反応と認定された状況について。

４、町内における新型コロナワクチン接種後の相談件数について。

５、ＲＳウイルスワクチン接種を予算化したことについて。

６、ＲＳウイルスワクチン接種の必要性と安全性についての質問であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介）　それでは、順次お答えをさせていただきます。

１点目の次世代型ｍＲＮＡワクチンの接種状況についてでございますが、こちらは令和６年１０月から使用が開始されたワクチンで、１月末時点の町内での接種実績としては１７件となっております。

２点目の次世代型ｍＲＮＡワクチン関連の予算執行状況についてですが、予算措置しているものはワクチン接種の委託料で、１月末時点で接種件数１７件分の２０万９，１００円が執行済みとなっております。

３点目の新型コロナウイルスワクチンの接種による死亡・副作用反応と認定されたケースがあるかということについてですが、七飯町内では、そのような事例は確認はされておりません。

４点目の新型コロナワクチン接種後の相談件数についてですが、接種後の副反応等に関する相談につきましては、都道府県において、それぞれ相談センターを開設しております。北海道の場合は、北海道新型コロナウイルスワクチン接種相談センターにて一括して受付しており、七飯町民からそちらに寄せられた相談件数は、令和３年度が３８件、令和４年度が２３件、令和５年度６件、令和６年度についてはゼロ件となっております。

また、自治体が申請窓口となる予防接種健康被害救済制度に関する問合せについては２件あり、いずれも制度についての説明をしておりますが、申請には至っていないという状況でございます。

５点目のＲＳウイルスワクチン接種を予算化したことについてですが、ＲＳウイルスは、御存じの方も多いと思いますが、急性の呼吸器感染症で、特に乳幼児期にかかりやすく、生後１歳までには半数以上が、２歳までにはほぼ１００％が感染するとされております。

特に生後６か月未満で初感染すると、気管支炎や肺炎、呼吸困難などを引き起こすこともあり、場合によってはＩＣＵでの治療を余儀なくされるケースもある重症化リスクの高いウイルスでございます。

ＲＳウイルスワクチンは、妊娠２４週から３６週の妊娠後期の妊婦に接種することで、接種後１４日以降に出生した乳児に抗体が移行し、およそ生後６か月間抗体が維持される有効性が確立されております。

ただ、このワクチンの接種費用は約３万円から３万３，０００円程度と高額なため、接種を希望する方々の負担は大きいものと考えております。町としては、このワクチン接種にかかる費用を助成し、経済的負担を軽減することで、特に重症化が懸念される乳幼児に対するＲＳウイルスの感染防止と重症化予防を図るとともに、少子化対策に向けた施策の一つとして、このたび予算計上をさせていただいております。

６点目のＲＳウイルスワクチンの必要性と安全性についてでございますが、前段の御質問でもお答えしておりますとおり、ＲＳウイルスは、乳幼児期に感染しやすく、重症化リスクも高いことから、この時期の予防対策は大変重要であり、必要なことだと思っております。

また、妊婦に接種するＲＳウイルスワクチンの安全性についてでございますが、こちらのワクチンが薬事承認されるまでには、様々な検証試験の結果を基にワクチンの有効性、安全性をしっかりと評価し審議されていることから、町としては安全なものだと認識しております。

なお、国では、薬事承認後も検証データなどが出る都度ワクチンの安全性について評価をしておりますので、町としてもそのような情報には常に注視し、安全性を確認してまいりますので、御理解を願います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

まず１点目から確認させてもらいますが、今までのファイザー製薬とか、いろいろなところで出されていたワクチンというのは、遺伝子操作型のワクチンということだったのですが、今回１０月から新しい型のワクチンが入ったのですね。聞いたことがあるかもしれませんが、レプリコンワクチンと言われるワクチンなのですね。これは遺伝子の操作ではなくて、自己増幅型といって、いろいろな対応の仕方があるのでしょうけれども、体に入るとどんどん増えていくと。それはコロナワクチンに対して増えていくという型のワクチンで、これが町内では１７件の接種があったと。

実は、レプリコンワクチンに関しては、２０２４年８月に一般社団法人日本看護倫理学会というところから緊急声明というのが出されていたのです。これはどういうことかというと、海外で全く未認可のものを日本だけでやるのはおかしいのではないかと。それから、作ったのはアメリカだけれども、ベトナムで治験を積んでいると。どちらの国でも、それはワクチンとして打っていないというものだったのです。

結局、今のところは、レプリコンで町内では何の被害も出ていないということなのですが、実は全国的には３人の方が亡くなっているという報告が、公式な施設からではないのですけれども、出ています。

それで、今回お聞きをしたかったのですが、役所にレプリコンワクチンに対して、厚生労働省とかそういうところから、何か新たな通達というものがなかったのかということと、レプリコン以外の普通のｍＲＮＡワクチン含めて、全体で何人の方が注射を打たれているのか。それと、打たれた方は、該当する人の中では何％になるのかを教えていただきたいのですけれども、お願いします。

○議長（木下　敏）　健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介）　それでは、答弁をさせていただきます。

まず、議員の御質問されたレプリコンワクチンの情報でございますけれども、先ほどベトナムでの死亡がとか治験がというお話がございましたけれども、そのような情報が一度出回ったようですけれども、今回の令和６年度の新型コロナウイルスワクチンの接種に向けた自治体説明会の中でも同じような資料提示がございましたけれども、その中では、そういう噂もありますけれども、死亡との因果関係は否定されておりますし、特段安全性についての疑念というのは示されていないというところでございます。

ワクチンの全体の接種の人数でございますけれども、令和６年度の１月末現在の数字になりますけれども、全部合わせますと１，３１９人が接種をされております。接種率につきましては、対象者が６５歳以上、６０歳から６５歳未満の基礎疾患もしくは１級の障がい相当の方が対象になりますけれども、そちらの対象の方に対しての接種率としましては１３．６６％というような接種状況となってございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

１３．６６％ということは、随分と接種率が下がったのですね。１回目、２回目あたりは、ワクチンがないということで大騒ぎをしていたのですが、最近はそうでもなくなったと。

これは、３月いっぱいで締め切るというか、終わりになると思うのですけれども、そうすると、未執行の金額というのは結構あると思うのですね。金額３，０００万円ぐらい見ていたのですものね。後で出てくるのですよね。分かりました。ありがとうございます。

そうすると、事例は報告されていないと。いろいろな死亡だとか、相談件数もレプリコンになる前の相談が二、三十件あったけれども、今はもうないということなのですね。分かりました。

それで、昨今いわゆるユーチューブとか、ああいうものを見ますと、この関連のニュース、ニュースになるのかどうか正確性は分かりませんが、超過死亡数という単位があります。これは普通の何ともない状態のときのその国の普通の死亡者の数と、何かあったときの死亡者の数を比べるためのものなのです。きちんと言いますと、通常の条件化で予想される死亡者数を基準に予想を超えて観察された全ての死亡者数を示す数値というのが超過死亡数ということなのです。

国立感染症研究所が発表したデータによりますと、今までは、普通に国民生活がなされているときには、これが動かないのですけれども、前に一度動いたことがあります。これは東北の震災があったときに、平均寿命が前より下がったというのがあって、超過死亡数も下がった。

２０２１年のワクチンがはやりだした頃から超過死亡数というのが増えてきているというデータがあるのですけれども、こういうことに関しても何か国のほうから統計を取りなさいという指示みたいなものというのは出ていないですか。

○議長（木下　敏）　健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介）　まず、最初に御質問がございました接種の金額、予算の部分でございますけれども、先ほど申しました１，３１９人の部分で、予算額から執行率が大分低くて、この後、補正予算のほうで１，０００万円ほど減額の予算を上げておりますので御理解いただきたいと思います。

あと、超過死亡数の統計の部分で、町で取りなさいというような指示があるかというところですけれども、特段、町のほうでそのような統計を取りなさいというような指示は国からはなく、相談も道のほうで一括で行っておりますし、これまでの死亡のものにつきましても、ウイルスと接種の因果関係というのがはっきりと出ているものがなくて、実際ワクチンを打って死亡したというような部分で正式に認定になっているものがないので、今のところ町ではそういった部分について把握しているものがないということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

昨日、おとといですか、国会の予算審議の中で、ある国会議員が質問をしていました。超過死亡数のことを例に挙げていたのですが、このまま行くと日本は滅んでしまうくらいの話を国会の審議の中でしていたのですけれども。

実際に帯状疱疹が非常に増えてきているとか、がんの罹患率が増えてきているとかというのは、みんな、コロナのワクチンを打った後から結構伸びてきているというデータをあちこちの団体が発表しているのです。

そういった中で、ＲＳウイルスワクチンというものをうちで初めてやるわけなのですが、まず、記者発表用の資料を見ましたら１００万円くらいの予算になっていますけれども、これは大体どのくらいの接種件数といいますか、それをちょっと教えてもらいたいのですけれども。

○議長（木下　敏）　来年度の新年度予算ですから、もう一回、質問の仕方を変えてください。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　資料としては出ているのですけれども、まだこれからの話なので、それはなかったことにしていただいて。

お聞きしたいのは、実は、私の身内の中に発達障がいの小学生がいます。この子は４人きょうだいの中の１人なのですが、１歳ちょっとくらいまでは普通だったと我々も見ています。ところが、何のワクチンか分かりませんが、打ったときにかなり高熱を発しまして、その後、発達障がいで、今は療育手帳をもらっているという状況になったのですね。

親にしてみれば、ワクチンを打つというのは、そういう危険性があるというのはあちこちで昔から言われてきていて、それで薬害の訴訟というのも極めてまた面倒な状態だということなので、今まで、何でも最初に打つときというのは大変な思いをして打つのでしょうけれども。

御説明では、確かに治験も積んでいるし、安全なものだと思うということは、採用しているのですから、そう言わざるを得ないですよね。これは、町長、どういう進め方をしますか、町民に対して。普通に、こういうものを打ちたい人は半額補助しますという案内をするのですか。それとも、いろいろありますということを付け加えた案内を町民にしますか。そこを聞きたいのです。

自信を持って大丈夫なものということを言っても、これはやってみないと分からないことがあるので、そこの覚悟をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　今回のＲＳワクチンについては、小児科医のほうから、こういうような御意見というか、子どもたちの健康安全を考えると、このようなワクチンを支援したほうがいいというようなお話もあって、内容を意見交換した中で進めたほうがいいと判断したものでございます。

これは、高齢者の方もＲＳワクチンの有効性というものもあったのですが、その中で町としては、今現在、少子化含めて生まれてくる子どもが少ない中、生まれてから半年ぐらいで誰もが必ず発症する病気だというようなことで、そのときにそういう重篤になるリスクを考えると、この部分は有効だよというようなことと、これは妊娠されている方が事前に受けるというようなことで、産

婦人科、相談するかかりつけの医院だとか含めて、任意接種ですので、受けられる方は医師と相談した上で、自分にとって健康状態も含めて有効かどうかという判断の上で、進めたいという方には町として半額助成をするという考え方で今回進めさせていただくものなので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　そういうお答えになるかなと思って質問しているのですが、やはり後になってみなければ分からないものだということをちゃんと付け加えるということが大事なのかなと思うのですよ。

何年もやってきたものであれば、ある程度、親御さんたちもみんな理解をしているのですが、実は、このワクチンを打たなくても、半年くらいたつとちゃんと抗体ができるという研究データもあるのですよ。実際に出産後に高熱を発して障がいを持つような状態になっている子どももほんの何％かは実際にいるのです。それに対して、有効だというワクチンで接種するのでしょうけれども、私個人の思いですけれども、放っておいても大丈夫なものではないのかなというレベルで今回質問をしているのですが、ぜひ、その辺の表示を今までのものとは変えて、親としてもちゃんと覚悟を持って打ってもらいたいくらいの文章を付け加えたらどうなのかなと思うのですが、もう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下　敏）　健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介）　今のワクチンの周知の部分でございますけれども、ワクチンを打つときに必ず予診票というものを書いていただきます。そちらのほうにワクチンを打った際の副作用というのも必ず書いておりまして、予診票の中では、それを必ず読んで理解した上で受けていただけているかどうかという確認の欄もございます。そういった副反応の部分についても、十分理解をしていただいた上で受けていただくというようなことをやる予定でおりますし、また、心配される方は、先ほど町長からもありましたとおり、医師のほうに相談をしていただいて、それで判断をしていただいてというようなことで、リスクも十分理解した上で受ける受けないを判断して、必要であれば受けていただきたいと考えております。

また、先ほどの半年後に抗体ができるというところでございますけれども、確かにおっしゃるとおり、半年過ぎますと重篤化率としては下がりますけれども、ただ、生後６か月以内に発症した場合には、先ほど答弁で申し上げましたとおり、重症化してＩＣＵに入ったりという可能性もありますし、実際にはそういう事例も、町内の事例でもございます。

そうしたお子さんが入院される場合に、きょうだいがいた場合には、親御さんも、入院生活と上の大丈夫な子の生活がそれぞれ二重になったりすると大変負担も大きいというようなこともございますので、そういった経済的な部分以外にも身体的な負担も軽減するという意味では、町としては必要だなということで予算化をさせていただいているということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ありがとうございます。

それでは２問目に……。

○議長（木下　敏）　平松議員、それでは平松議員の１問目が終わりましたので、暫時休憩いたします。

２時２０分再開します。

午後　２時０５分　休憩

午後　２時２０分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

平松俊一議員の２問目より入ります。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　それでは２問目に移ります。地震などの災害による上下水道対策についての質問であります。

最近、公共施設の老朽化による事故や損害が報道されておりますが、これらのことに関する町の計画に関して伺います。

ライフラインの損傷は、即、住民生活に支障を来すことは明白であります。特に、上下水道のトラブルは、ほとんどの場合、地中にあるため、損傷状況の確認や復旧工事規模が把握しづらく、復旧に時間を要することが多いと思われます。

現在、町では、上水道本管の耐震化を進めておりますが、完了までにはまだ相当な時間と費用を要する状態であるとともに、大沼特環下水道の見直しを進めることも同時進行していきます。

ライフラインの更新は、国内的にも重要事項との認識が高まっている中、すぐにでもでき得ることを検討する必要があると思います。

１年前の定例会でも質問いたしましたが、各避難所に井戸を設置し、井戸水を冷暖房に使用しながら断水対策とすること等を含めた以下のことについてお尋ねいたします。５点あります。

１点目、現在、上水道本管の耐震化が完了した延長は全体の２割程度でありますが、完了するまでの間の損傷対策、地震に遭って折れたというときの対策について伺います。

２点目、全国各地での過去の大きな災害発生時でも、井戸の使用が可能なところが多かったということ。これは前にも聞きましたが、この点についての質問。

３点目は、地下水を利用した冷暖房装置は、ランニングコストが安い、その上にエネルギー消費も少ない、公共施設への利用促進について。

４点目、防災対策工事として、各避難所に井戸を設置することについて。

最後５点目は、町内の公共下水道は全て、結果的には函館市にある函館湾流域下水処理センターへ流入しておりますが、この施設が地震や津波被害を受けた場合、水は流せなくなるのではないかと思うのですが、当町はどのような対策を取ることになっているのかについてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（木下　敏）　上下水道課長。

○上下水道課長（池田　晃）　それでは、地震などの災害による上下水道対策の１点目、５点目について上下水道課より答弁いたします。

御質問にあります損傷の把握についてですが、町民の皆様や道路利用者などからの通報のほか、上下水道課では、主要な水道施設について水道施設中央監視装置による２４時間３６５日遠隔監視を実施してございます。

漏水等が発生した場合には、守衛室並びに上下水道課職員が当番制で携帯しております登録携帯電話への通知がなされ、損傷箇所等の把握や必要に応じて現場対応をすることとなってございます。

また、毎年、漏水調査委託業務で損傷箇所の把握にも努めてございます。

これらを踏まえ、上水道本管の損傷を把握した場合には、待機している七飯観光事業協同組合に登録している組合員が損傷した上水道本管の修繕を必要に応じて実施してまいります。

５点目について答弁いたします。

まず、七飯町公共下水道の汚水を処理しています函館湾浄化センター等については、北海道の施設であることより、北海道が施設修復等を行う一方、御質問にございます町の対応についてですが、当センター等の被災により汚水処理ができない場合には、下水道管渠内に汚水が滞留することが想定され、それに伴い、汚水が溢れ出ることが想定されます。

これに対し、七飯町下水道事業業務継続計画（地震対策水害版）の管路及び処理場・コンプ場における対策方針の汚水溢水箇所の想定と対策としまして、被害が想定される場合には、優先して近傍の河川、水路管理者、水利権者と災害時緊急放流の協議・調整を図ることとされてございます。

また、溢水箇所の対策としましては、水量が少なく管内貯留ができる箇所では、バキューム車などによる吸引対応や水中ポンプにより下流マンホールへの送水の実施を行います。

水量の多い箇所は、管内貯留ができない箇所につきましては、マンホール周辺に土のうを用いた仮設水路設置等により、下流マンホールへの誘導や近傍水路等への町独放流の措置、併せて周辺住民への下水道利用自粛依頼等を総合的に実施することとなってございます。

私からは、以上でございます。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝）　私からは、２点目から４点目に関してお答えします。

まず、災害時に井戸の使用が可能であった件に関してですが、東日本大震災においては８１．６％、能登半島地震後においても６７．９％の井戸が従来どおり使用できたとの調査結果が出ていることは、当課でも把握しております。

続きまして、公共施設での地下水冷房の利用につきましては、一昨年１２月及び昨年３月の定例会でも一般質問をいただいて以降、エネルギー効率やコスト面、維持管理の面などを総合的に考慮して検討していたところです。

地下水冷房のシステムは、確かに環境負荷の低減や省エネルギーが期待される点もございますが、その導入に当たっては、地下水の水質や水量の確保、施設の整備や維持管理費用など多くの課題が伴います。

また、地下水を利用するには、地元の水源に影響を与えないよう十分な調査と対策が必要となり、そのための予算や実施に関する時間的な制約もあることから、現時点では積極的に導入を検討する段階には至っていない状況です。

今後、技術面や予算面での状況の変化や新たな提案があれば再度検討する可能性はありますが、現時点では、ほかの冷房方式や省エネルギー対策を優先して進めているところですので、御理解を願いたいと思います。

４点目の各指定避難所に井戸を設置する件につきましても、確かに自給自足の水源として有効な面はありますが、先ほど申し上げましたような課題に加えて、避難所の設置場所や規模、地域の水資源の状況によっても、その適用可能性に差異が出ることが考えられます。

そのため、現時点では積極的に検討する予定はなく、既存のインフラの活用を優先的に検討しております。

ただし、今後の災害時の水の確保については重要な課題であると認識しており、地域の実情に応じた対応策を引き続き模索していきたいと考えておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　それでは、１問目と５問目について、先に再質問させていただきます。

流域下水に流し込めない状況になっているときには、まず管路に溜めておく。置けなくなったら、ポンプアップになるかと思うのですが、河川に放流するという御説明。

それから、これはどういうふうに考えたらいいのでしょうね。さらに下流の管に流すという御答弁が今ありましたけれども、そもそも、下流に流したら流域のセンターに行くのではないですか。だから、それは駄目だと思いますよね。

流すとすれば、河川に流す。だから、河川に流せるところは流すでしょうけれども、町なかとかというところで、えらい遠くなるといったときにどうするかなということをお聞きしたいのですけれども、それはどうですか。

○議長（木下　敏）　上下水道課長。

○上下水道課長（池田　晃）　１点目の管内貯留とポンプアップの併用と、併せてマンホールを使って下流へ送水する場合についての御質問かと思います。

下流マンホールに流す場合というのは、現時点で想定の話になってしまいますが、下流のマンホールの中に貯留できる場合があることを確認した上で実施することになるかと思います。

ただし、先ほどおっしゃられたとおり、上流というか、該当する場所だけが壊れているかと言われたときには、下水道の全域について当然調査等を実施しなければならないと。

ただし、やはり生活上、上水道・下水道を使う場合には、汚水が流れ出てしまうので、今できる対応としましては、下流域のほうに対流できる場合にはそういったマンホールを使って流すと。その前段では、水利権者だとかと調整の上、近傍の河川だとかに応急的に汚水を簡易処理して流すというような形を取らざるを得ないのではないかなというふうには想定しておりますが、現段階では、想定される規模ですとか詳細のところはまだ詰めておりませんので、取りあえず、今の七飯町の下水道のバックアップの体制としては、御説明した内容で対応させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　皆さん御存じだと思うのですけれども、ある県で、物すごい陥没が起きて、それでトラックが落ちて、そのドライバーの方はまだ救助できていないという状況で、これから何か月もかけてバイパスを造って、あれを直すということをやるのですが、結局、県民ほとんどに、なるべく水を流さないでくれという案内をしたわけですよね。

だから、流れてくるものを、どうしなければいけないかということは、そんな簡単な話ではないでしょうけれども、少なくとも七飯町くらいであれば、どこかの河川につなぐということが可能性としてはあると思うのですけれども、それは何か、例えば災害対策だとかということで計画にきちんともってある話なのですか。そこの確認だけをお願いします。

○議長（木下　敏）　上下水道課長。

○上下水道課長（池田　晃）　可能性のお話になってしまうということだと思うのですけれども、下水道の事業の業務継続計画、ＢＣＰと呼ばれるものを、全国的に設定しなさいという形で、七飯町でも定めさせていただいております。

この業務継続計画に基づいて、先ほど言った溢水対策ですとか簡易放流だとかというような手順を定めまして、災害時ですとかで下流域に流せない場合の対応をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　これは、私が一般質問を出した後に、あの事故が起きたものですから、想定していなかったことだと思ったら、意外とあるなということで質問しました。了解しました。

それでは、２点目から４点目までの、しつこいような質問で恐縮なのですが、井戸を造ったらどうだという話なのですね。

それで、課長の答弁は、地元の水源はいろいろ制約もあり、水質もありということで、すぐ使うことが難しいのではないかというような趣旨の御答弁だと思います。

それで、私は今回、これを少し力を入れて調べたのですが、七飯町で水道と名のつくものが最初に始まったのは昭和３１年で、大沼地区で簡易水道が認可になって始まったのですね。それと一番最後、昭和５４年、４６年前の話ですけれども、七飯町としての上水道給水開始と、歴史のほうを見たら出ていました。４６年前から今の水道の状況になったのですね。多少変わりはいっぱいあるでしょうけれども。

お聞きしたいのは、この水道ができる前はどうだったのかという話ですよ。多分、沢水を使っている家と、それから平地のところでは井戸を使っていたと思うのです。あちこちで自噴もしていますし、ちょっと掘れば水が湧くというふうに地元のお年寄りは言っていました。今は、ほとんど井戸もなくなってしまったのでしょうけれども。

結局、私は、災害時に井戸があったほうがいいでしょうという話を去年２回質問して、また３回目になるのですが、そんなに大きなお金かかる話はないと思うのですよね。井戸を一本掘って、それをどう生かすかという話で、冷暖房にも使えませんかということで、やるのだったら一緒に考えてやると一挙両得というか、昔から「備えあれば憂いなし」という話があります。例えば堤防を造り直すだとか、河川改修を大きくやり直すだとかという話ではないですよ。

避難施設をできれば、まず１か所くらいどこかに造ってみて、どんなあんばいかを見て、様子見ることぐらいやってみたらどうかなというのがあったので、今回質問しているのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝）　それでは、再答弁させていただきます。

昨年、一昨年より、議員より一般質問をいただいて以降、町としても井戸の可能性について検討をしておりました。

令和５年１１月頃より業者とも相談しておりまして、まず、今おっしゃられたように、町の施設どこか１か所に無償でテストとして設置してもらい、その効果等を検証しようとしていたのですけれども、業者のほうで無償での設置がちょっと難

しいということで、その話がなくなりました。

また、この業者との相談以外にも、既に体育館のほうに、地下水ではないのですけれども、簡易水道を利用した冷房を導入した実際の状況もうちで確認しており、その事例では、全額交付金を充当できたということですが、１か所で約１億円かかったと。簡易水道のエアコンに１億円かかったという情報もございました。

このように、地下水を利用するというアイデアなのですけれども、議員のおっしゃるとおり、省エネですとか環境負荷の低減、災害時における自給自足の水源の確保という面では、非常に魅力的と私どもも考えているのですけれども、イニシャルコストと井戸そのものにかかる維持管理の費用、そして使用頻度や費用対効果が、それに見合うのかといった観点から検討していった結果、現時点では、災害対策の担当部署としては、積極的に導入を検討する段階にはまだ至っていない状況ですので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　水道本管が破断した場合の想定の質問なのですね。

水が出なくなった場合にどうするかといったら、今の町の防災計画では、ローリーで水を配るということになっていますよね。水道本管というのは、大体１メーターからそれ以下、２メーター、３メーター下に入っているのですよ。

これが実際に折れるということになったら、よほど老朽化して吹き出すという話は別として、地震の被害で折れたということになったら、はっきり言って、水を汲んだ車が走れないのではないですか。水道管だけ折れて、上の道路は普通に走れる。電柱も家も何も崩れていなくて、走れるかといったら、そうではないと思いますよ。

それで、自分たちが住んでいる近所の、避難所に指定されているところに井戸があれば、車で行けなくても、バケツか何かでくんでくるということはできるので、いいのではないですかと。

それと、１億円かかるという話は、どこの例なのですかね。普通に１０メートルくらいの井戸を掘ったら、２０万円とか３０万円とか、そんな単位でできるわけですよ。その後の冷暖房の話はちょっと別として、井戸を掘っておいて、何の不思議もないと思いますし、昔は大概の家は、井戸もしくは沢水を使っていたわけですから、そこに井戸を掘ったから、周りに物すごい影響が出るというのは、それはちょっと詭弁かなという気もするので。

町長どうですか。試しに一本くらい造ってみたら、今、課長が答えたような形ではなくて、これで十分ではないかなという話にいくような気がするのですけれども、いかがですか。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　今の質問ですけれども、先にお話しされました昭和５４年に七飯町の上水道がというお話もありましたが、私もずっと七飯に住んでいますから、それ以前は確かに、私の祖父母の家、七飯は農家主体でしたから、大体農家には井戸があって、手こぎポンプみたいなので水を出して使っているというような状態だったと思います。

また、今のようにベッドタウン化してきて七飯町のほうに住宅が張り付いてきたというようなことと、それから衛生上ですよね。飲料水というようなことで、やはり安全な水を供給するという意味で上水道というものが普及してきて、飲み水、生活用水につきましても水道水を使っているというようなことで、やはり安全衛生上の管理も重要だと思いますし、万が一の災害時の避難所なども、こちらのほうでタンク車、あるいはタンクに詰めた上水道の水を直接持って行くことで、それを飲み水にしても、それからお風呂だとか茶碗を洗ったりというような生活用水として使うことも、安全に使えるものだと考えております。

井戸水の話になりますと、確かに井戸水は、上水道の管が途中で断水して使えない場合に、そこに井戸水があれば、井戸水は確かに活用できると思いますけれども、飲むにしてはきちっとした水質を確認した上でないと飲み水には利用できないということと、あるいはお風呂だとか茶碗を洗うだとかというものには対応できるのかもしれませんけれども、井戸を掘る自体は億とかかかるわけではなくて、１００万円、２００万円だとは思い

ますけれども、議員が質問していらっしゃる、井戸水を使った冷房システムだとかという部分になりますと、仕組みは、その地域ごとに水質の条件もありますし、水量を含めて冷房システムに使うという部分での機器の設置とかを含めると、利用の用途・目的含めて、今現在、七飯町で考えている公共施設の部分では、井戸を使うような設備としては考えていないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　やりたくないという返事ばかりしか出てこないのですけれども、普通に考えて、昔は井戸で間に合っていたが、５０年くらいたって、上水道と比べれば、それは井戸の水質だ何だという話は出るでしょうけれども、それで３６５日生活するわけではないわけですから、私が想定してお聞きしているのは、地震などで本管が折れてしまって、給水車も通れないような状況になったときに、避難所に井戸があれば、みんな安心ではないですかという想定の話をしているわけですからね。

ちょっと答弁が食い違っているような気がするのですけれどもね。まず、分かりました。２問目は、これで終わります。

３問目に移ります。第６次行財政改革大綱についての質問であります。

町は、令和３年度から令和７年度までに取り組む行政改革を町民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するため、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築を基本方針に掲げた第６次業政改革大綱をつくりました。

この取組について、次の点について伺います。

１、組織の活性化について。

２、総合計画の着実な推進を図るための「自立する自治体経営」について。

３、効率的な行政運営について。

４、職員の意欲向上について。

５、自主財源の確保について。

６、指定管理者制度の見直しについて。

７、公共施設のあり方の検討と対策実施について。

８、ＩＣＴ等の活用についてであります。

よろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、３問目の御質問については、財政課よりお答えいたします。

初めに、今回の御質問の内容が、大枠といいますか総体的な御質問のようであり、具体的な質問の趣旨が分かりかねる部分がありましたので、議員の質問の趣旨とは一致しない部分もあるかもしれませんが、質問に沿って１点目から順にお答えいたします。

最初に、１点目の組織の活性化についてですが、この質問については、行財政改革大綱の重点項目３、組織改革における①の効率的な組織機構の構築を指しているものと思われますので、この項目の取組についてお答えいたします。

これまでの組織機構の見直しについては、令和４年４月１日に行政組織の職制に担当課長及び担当係長の職を新たに設け、令和４年６月３０日は行政組織において部制を廃止し、４名の部長職を廃職にする一方、令和４年７月１日に行政組織の職制に新たに統括監の職を必要に応じて設置することができる見直しをしております。

また同時に、令和４年７月１日には、課の設置を２０課から２３課体制に分課し、令和６年４月１日の人事異動により、３名の統括監が配置されてございます。

行財政改革大綱に定める改革の方向性と考え方に記載されているとおり、簡素で効率的な組織機構の構築、より機動的で実効力のある組織編成を目指して、現在も取り組んでいるところでございます。

次に、２点目の総合計画の着実な推進を図るための「自立する自治体経営」についてとありますが、この御質問については、行財政改革大綱の本文５ページに記載されている、Ⅱ、大綱の位置付けの本文中から引用されているものと思われますが、この項目につきましては、取組事項を定めているものではなく、５ページ本文の後段にあるとおり、総合計画の基本目標の一つとしている「自

立する自治体経営の推進」を図るためには、この行財政改革大綱を指針とし、計画的に行財政改革に取り組むものとしていることから、現在、この大綱に掲げた取組事項を全庁的に進めているところでございます。

次に、３点目の効率的な行政運営についてですが、この御質問につきましては、行財政改革大綱の重点項目２、行政改革における①の行政運営の効率化を指しているものと思われますので、この項目についてお答えいたします。

改革事項として３点掲げており、ナンバー２１１、指定管理者制度の活用（拡充）、ナンバー２１２、窓口業務等のあり方の検討（民間委託の拡充）、ナンバー２１３、行政評価制度の活用とある中で、健康センターの受付業務等を、今後、指定管理者制度に基づく指定管理が行えるよう条例を改正し、また、町が定める年末年始の休日を他の行政機関や民間企業と合わせるため、休日期間を変更、さらに、公営企業においては、開閉栓等の受付、窓口業務を民間事業者へ委託するなど、行政運営のさらなる効率化を目指して、今後も改革事項に取り組んでまいります。

次に、４点目の職員の意欲向上についてとありますが、この御質問については、行財政改革大綱の重点項目３、組織改革における③の人材育成と活用を指しているものと思われますので、この項目の取組についてお答えいたします。

改革事項として３点掲げており、ナンバー３３１、働き方改革の推進、ナンバー３３２、人事評価制度の活用、ナンバー３３３、職員の能力開発とある中で、令和４年度からは、人事評価制度による評価結果を勤勉手当てに反映し、また、職員の夏期休暇の取得について、これまでは取得期間が７月から９月までであったものを６月から１０月まで取得可能期間を拡大、さらにオンライン研修への参加や外部講師を招いての庁内研修の開催、各種イベント、事業等へ職員研修の位置づけにより参加を承認するのと、人材育成と活用による組織力の向上に向け、今後も取組を強化したいと考えております。

次に、５点目の自主財源の確保とありますが、この御質問については、行財政改革大綱の重点項目１、財政改革における②の歳入の確保を指しており、その中のナンバー１２４、自主財源の確保と一致しますので、この項目の取組についてお答えいたします。

改革事項の中の改革の方向性と考え方では、自主財源確保のため、町税における超過税率の導入やふるさと納税制度の拡充など、歳入増加の方策について検討する項目としておりますが、町税における超過税率の導入については、前回の第５次行財政改革大綱から引き続けの検討項目として上げている取組事項となっており、現状では、この項目については検討の対象とはしておりません。

また、ふるさと納税制度の拡充については、ふるさと納税の寄附額増加を図るため、町内事業者と連携し、商品開発を進めており、令和３年度の返礼品取扱品数を１２４品目から令和６年度では２８１品目と拡大しており、寄附者が申し込むポータルサイト数も令和３年度の４件から令和６年度では９件と、サイト数も大幅に増加して対応しているところでございます。

次に、６点目の指定管理者制度の見直しについてですが、この御質問については、行財政改革大綱の重点項目２、行政改革における①の行政運営の効率化を指しており、その中のナンバー２１１、指定管理者制度の活用（拡充）と一致しますので、この項目についてお答えいたします。

改革事項の中の改革の方向性と考え方では、新たな指定管理施設の検討や利用料金の見直しなど、今後の指定管理者制度のより効果的な活用方法について検討する項目としておりますが、３点目で答弁した内容と重複しますが、健康センターの受付業務等を、今後、指定管理者制度に基づく指定管理が行えるよう条例を改正し、また、現在８施設の公共施設に指定管理者制度を導入しておりますが、令和６年度をもって公共施設の再編・再配置により１０施設を終了いたします。今後も引き続き、指定管理者制度の拡充・見直しについて検討を行うものでございます。

次に、７点目の公共施設のあり方の検討と対策実施についてとありますが、この御質問につきましては、行財政改革大綱の重点項目２、行政改革における②の公共施設マネジメントの推進を指し

ており、その中のナンバー２２１、施設のあり方の検討と対策の実施と一致しますので、この項目についてお答えいたします。

改革事項の中の改革の方向性と考え方では、休館日の設定や老朽化施設の統廃合・多機能化などハード・ソフトの両面から施設のあり方を検討する項目としておりますが、公共施設の休館日の設定では、七飯町歴史館の休館日について、それまでは、年末年始のみが休館日であったものを、施設の経費節減と職場環境の改善を図るため、新たに月曜日を休館日に加えており、また、公共施設の統廃合・多機能化などでは、本町地域センターの老朽化により、まとめて７施設の再編・再配置計画を策定し、現在、施設の統廃合及び集約化等の作業を進めているところでございます。

さらに、公共施設の維持管理面では、公共施設の脱炭素化事業として、照明設備のＬＥＤ化改修、各小中学校の空調設備設置、七飯中学校の長寿命化改修事業などをはじめ、公共施設の適切な維持管理、整備事業に努めているところでございます。

最後に、８点目のＩＣＴ等の活用についてですが、この御質問につきましては、行財政改革大綱の重点項目２、行政改革における③の行政サービスの向上を指しており、その中のナンバー２３２、ＩＣＴ等の活用と一致しますので、この項目についてお答えいたします。

改革事項の中の改革の方向性と考え方では、ＡＩ等のＩＣＴ活用の検討や紙媒体の電子データ化などを推進し、併せて制度化されたマイナンバーのさらなる普及に努めることを検討項目としておりますが、各種会議等において、タブレットやディスプレー等を活用した資料の電子化などを進めており、また、令和４年１２月には、七飯町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定し、町民または利用者からの各種届出、申請や町からの通知、お知らせのオンライン化などを順次実施している状況でございます。

今後も、引き続き町民等の利便性を向上させる申請業務等のデジタル化をはじめ、ＩＣＴ等を活用した行政サービスの提供と業務の効率化、情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

以上、ここまでの内容が第６次行財政改革期間中に取り組んできた改革事項の一例となりますが、今後もさらなる行財政改革を進め、健全な財政基盤の確立を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　議長、すみません。１点目は、８点目と合わせてやりますので、２点目からいきますのでお願いします。

２点目は、これは総合計画の基本目標の一つだということで、看板みたいなものだということだったので、これは終わります。

３点目の効率的な行政運営についてなのですが、これは改革事項として３点あると。指定管理者制度の活用、窓口業務のあり方の検討、行政評価制度の活用ということで、これについてちょっとお尋ねをいたします。

役所の仕事の中で、誰がどういう評価をしたのかというのが、我々にはほとんどあまり見えないところなので、まず最初に、何かをやりますと言って、やったという報告があります。それが果たして効率的な成果を上げたということをどこが評価しているのですか。どの組織がそういうことやっていますか。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　今、効率的になったと評価するのは誰かという御質問でございましたが、行政評価という部分で答弁させていただきます。

行政評価の政策評価につきましては、３年に一度、総合計画の事業項目について、町内在住７名で構成される外部評価委員会により実施しております。

また、事務事業評価、これは予算の事業費ごとの評価ということでございますが、毎年、事業を所管する各課において一次評価を行い、政策推進課において一次評価に対する二次評価の案を作成し、さらに庁舎内評価チームというものがございまして、この中で確認の上、評価及び改善点などを示し、各課にフィードバックをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　３年に一度ですか。それはスピーディーだとは言えませんね。

これは５年ごとに行政改革というのをやっているわけですよね。少なくとも１年ごとくらいに評価していかないと、例えば１年やって、何が原因でうまく進まなかったのかという話をしていかないと駄目だと思うのですけれども。

そういうやり方で効果があったという評価をしていますか、町長。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　先ほど、政策評価というものに対しては３年に１回、外部の委員で評価していただく。これは総合計画の項目ごとということで御説明させていただいたのですけれども、ほかに、先ほどもちょっと、説明の中で聞き取れなかった部分かもしれませんが、予算事業費ごとに毎年１回、これは一次評価を担当課で事務事業評価として行って、政策推進課のほうで各課から上がってきたものを二次評価して、さらに内部の庁舎内に６名で組織している評価チームがあるのですけれども、その中で問題点等を再度確認した上、こういう問題点があるだとか、こういうところを改善してくださいということで、各課にフィードバックしていると。これは毎年やっているというところで御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　結局、自分たちのやったことの評価は、自分たちでしているという話ですよね。

道の駅で浄化槽の問題が出まして、いろいろなトラブルで１年間くらい大変な思いを皆さんされたと思うのですけれども、結局、ほかの人の目が入って、他の人の考えが入らない限り、自分たちだけで、自分たちで考えたことを、自分たちの思いどおりにやった、やらないだけの評価であれば、全然評価にならないと思うのですけれども、この点はいかがですか。

やっぱり評価というのは、全然立場の違う人にやってもらうというのが基本だと思うのですけれどもね。そこはどうでしょうか。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　確かに、外部の評価というのは必要だということで私どもも捉えておりますけれども、１年に１回の内部評価のほかに、先ほどもお話しましたけれども３年に１回、それが多いか少ないかということでございますけれども、うちのまちづくり推進条例の中で、総合計画を受ける外部評価は３年に１回行ってくださいということで定めておりますので、まちづくり推進条例の中の規定に沿った中で評価を実施しているということで、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　法律的な行政運営についての質問をしていて、それに改革事項として３点があると。その中の一つに指定管理者制度を活用するという答弁から始まっています。

それで、道の駅の話をしましたけれども、結局、百条委員会の報告書は、そのうちに出てくると思いますけれども、何というのですかね、要するに、役場として対応している形が全くていをなしていなかったのですよね。

それと、証人尋問して分かったのですけれども、受けている人は役場がやることだと思っていた。指定管理に出したほうは、あの人たちがやるものだと思っていた。そういうレベルの話だったのですよね。

だから、指定管理者を決める場合のやり方、それから運用の仕方、これをはっきりさせないと、指定管理者制度に乗せたから、それで効率的な行政運営になるということが、全く筋が違うような気がします。筋は違っていないのでしょうけれども、実際にそういう運用ができていなかったということですよね。

だから、行政改革の中の一つとして、指定管理者制度の活用というのを上げるのであれば、どういう指定管理者のやり方をするか、指定管理者に仕事を出したら、職員の仕事がそれだけ減るわけですよ。減ったら、減った分だけちゃんとしっかり管理するだとかということをちゃんと決めていかないと、指定管理者制度を利用しますというだ

けで終わっていたら、ただ、いろいろな窓口に指定管理者を置きましたということで、それで業務の効率化になるとは思えないのですけれども、この点どうですか。

ちょっと質問の仕方が具体的ではないのですけれども、使い方の問題ですよ。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　今、指定管理のことでお話がありましたけれども、指定管理者制度自体は、公共施設の運営に関わる部分で、民間のノウハウを活用して、行政だと条例に縛られた施設の運用しかできないところをより柔軟に道の駅の部分に関しましても営業ができるとかというような部分で、民間のノウハウを利用して、また、ある種公共施設としての施設の運用をきちんとしていくというような発想の下に指定管理者制度というのがあるのですが、このたびの道の駅の管理に関しましては、管理の部分が非常に連携不足もあって、そしてまた、一つ一つの施設の設備に関しての詰めるところの連携不足、それから管理に対する知識不足、勉強不足というような部分で、大変住民の皆様には御迷惑をおかけしたと考えております。

本来、指定管理者制度自体は、指定管理者の考え方というのは、町の公共施設でより多くの方々に利用していただくということを念頭に、より民間の柔軟な発想で施設を活用していただく、なおかつ予算の部分に関しましても縮減できるというようなことをプロポーザルでもって、そういう提案をしていただきながら事業者を決めていくというような仕組みでございますので、その部分に関してのこれまでの道の駅に関しての町の今回の不手際という部分におきましては、おわび申し上げます。

指定管理者制度自体は、施設の運用と経費の節限が可能になるという仕組みとしてつくられた制度でございますので、その部分をきちっと運用のチェックをしながら、今後、適正な管理、運用について進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　３点上げられましたね。指定管理者制度と行政評価は３年に一回やると。行政評価の制度に指定管理者の運用の仕方とかは、評価対象になるのですか。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　先ほども御説明させていただきましたとおり、政策評価につきましては、総合計画の項目立ての中の各項目について評価するというものになっておりますので、これ自体は、個別の指定管理の評価を行うというものにはなってございません。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　どうも、分かりづらいのですよね。

我々民間人から見たら、何が悪かったかきちんと、町民のお金を動かしていて、町民の施設を管理しているわけですから、悪いところは直していかなければいけないけれども、それを自分たちで全部終わるという考え方自体が違うと思うのですよ。

あれだけ、百条委員会などということが起きたときには、３年に一度しかやっていない外部評価の検討委員会を緊急に開いてみて、行政としてどういう対応をするのがよかったのかっていう話し合いとか、外部の人が何人もいるというのであれば、評価いただくってことは考えないものなのですか。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　先ほどの繰り返しになりますけれども、政策評価自体は、総合計画の中の事業の項目立ての中の評価ということで３年に一回行っております。また、指定管理の業務状況評価については、毎年、実施要項に基づいて、担当各課において評価しているところでございます。

また、これも外部評価したほうがいいとかということをまたお話になると思いますが、毎年、各担当課において、業務状況評価というものを行っているということで御理解願います。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　評価して、フィードバックされるというのはあるのですか。ここをこうい

うふうに直すべきだという評価というのは、自分たちでなさるのですか。

実際問題、道の駅の浄化槽というのは、一昨年の９月に問題が発生したわけですよね。それから、いろいろ臭い対策だ何だと一生懸命やられていた。それは、よく見ていますよ。結果はともかくとしてね。

途中でそういう評価をしないと、修正できなかったのではないのかなと思って、今しつこく聞いているのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　一応各課で毎年行っている業務状況評価の中では、ＡからＤという４段階の中で適正な管理運営の確保の状況ですとか、利用者サービスの維持向上の状況、利用者実績、あるいは全体的な評価ということで、確認しながら、各課でそれに対する達成状況だとか問題というものを評価しているという内容になっております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ちょっと堂々巡りになってしまったので、３点目は終わって、４点目の再質問に移りたいと思います。

４点目は、職員の意欲の向上ということでお聞きしましたら、人事評価制度というものを使って、それから職員の能力の開発というものをやっていくのだという御答弁でした。

なかなか意欲というものをどう見るかというのは難しい話で、休暇を増やすとか、それから研修する、それはいいでしょう。例えば評価をどうやって見えるようにするかといったら、手当を増やしてあげるだとか、金額を出せば自分は評価されているのだなということで見える化ということにはつながるかもしれませんけれども、役場職員としてのやる気があるかどうかというのが一番問題なのですよ。結果として、何か数字に置き換えて、自分の手当が増えたなで終わるのであれば、どうもならない。その辺のことをちょっとお尋ねしたいのですけれども。

何回も聞きますけれども、道の駅の問題というのは、非常にすったもんだしたわけですよ。こういうときに、町長として、ほとんど我々の相手した担当課長たちは、もう嫌気が差したと思いますよ。その中で、どうやってやる気を引っ張り出すということが必要だったのか。我々から見たら、町長には悪いですけれども、何にも見えなかったですよ。職員の人たちが汗を流している。それをどうやってやる気を出させるかということを、例えば何か答えられることありますか、町長。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　職員のやる気、意欲といいますか、育てていかなければならないというふうに考えております。

それは、今回の道の駅の件では、そういう部分で少し知識不足もあったというようなこともあるかと思いますけれども、職員も一般事務職で入ってきて、その中でいろいろな仕事、様々な仕事を経験していくわけでして、経験する中で、今回の道の駅の浄化槽の件につきましては、浄化槽の知識という部分は、また専門性のあるものでもありますし、そこに対してのやる気といいますか改善したいという部分の気持ちは十分に、臭気の部分でとらわれてしまったのですけれども、それを改善するための意欲はあったというふうに考えております。

しかしながら、目の前のものに振り回されて、本来の本質的なものを見抜けなかったという部分に関しましては、全体として、私も含めてちょっと勉強不足の感があったのかなと反省しているところでございます。

職員のやる気、意欲を育てるというようなことは、採用して、３年から５年の人事異動の中で各部署を経験して、そしてその中でいろいろな仕事の引き継ぎを受け、そして自分でもその仕事の内容を再確認・精査した上で、そこからまたバージョンアップしていくというような形の中で育てられていくものだと考えておりますし、若いときからそういう職場の中で育てていって、まちづくりに対して意欲を持ったそういう職員を育てていかなければならないと考えておりますし、今現在も、職員全体を見ますと皆さんそれぞれの部署で様々な考え方もきちっと持って、住民サービスを

重点に、我々の提供しているものは七飯町の町民の皆さんが安心して暮らせるための仕組みづくりでございまして、窓口の対応であるとか、あるいは道の駅での仕事であるとか、やはり安心して生活してもらうために何ができるかということでございますので、そこに至る意識の高揚と、今回道の駅の部分では連携不足と、連絡・相談・報告ということが欠けていたということですので、その分を十分配慮した上で、職員を育てていきたいと思います。

また、こういう時代が変化する中で、ＩＣＴの活用だとか、それから窓口も、今現在マイナンバーカードの普及導入によって、かなりの業務量が煩雑化しております。また、今の国会、国の予算の関係でも、高額療養費の関係で金額を上げるとか上げないとかというお話がされておりますが、あれも決まれば、末端の市町村の窓口で高額療養費の手続だとかの業務量も増えてきます。

そういうものを日々勉強して、職員は職員なりに対処して頑張っておりますし、そういう部分を経験した上で、様々な仕事を人事異動によって経験して、もちろん職員研修という部分もそういう研修会の勉強も必要ですけれども、日々の仕事の中で上下関係も含めて、横の連携、縦の連携、そして職場を渡り歩く中でスキルアップしていくものだと思いますし、町に対する愛着といいますか、やはりまちづくりの意欲が湧いてくるものだと考えておりますので、職員の育成に向けて、育てるということを念頭に、我々管理職を中心にこれから進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　アメリカは、イーロン・マスクさんという人が、今ひっちゃかめっちゃかやっていますよね。例えばそういう方がここに来たら、全く話にならないと思うのですよ。何でもかんでも削ればいいという話ではないですけれども、少なくても、やっぱりトップリーダーとしてやらなければ駄目なことは、ビジョンですよ。

町長から、こういうふうにしようというものをちゃんと掲げて、それに対して問題点を解析して、そしてこれをやろうという目標を決めてやっていくという、この手法が全く道の駅のときには出ていなかったですよ。本当に、窓口業務を持っている人たちが苦労して苦労して、あちこちから資料を集めて、百条委員会に対応していたと。

例えば担当者だけではなくて、ちょっと手のすいている若い人たちに、パソコンでいろいろ調べろと言ったら、調べられた人はいっぱいいるのではないですか。浄化槽の時に、どういうことが問題になっていたら、どういう対策があるのか。そうすると、こんなやり方でどうでしょうかみたいなことを集められたかもしれません、組織力として。二百何十人かの組織を持っているわけですから、担当の方たちだけの仕事にしないで。だから大きな問題に向かうときに、トップリーダーとして何をどうしなければ駄目なのかということを、ちょっとしつこくお聞きしたいのですけれどもね。

研修するなどというのは、後の話ですよ。その場に向かって、何をしなければいけなかったのかというところが欠けていた。調べるには、どういうふうに対応するか。普通であれば、一番お金の安いものから順番に探していくはずですよ。確かに、設計会社に委託したというのは、それはそれで議会で認めている話ですから。だけれども、役所としてはやるべきことはもっとあったと思うのですけれどもね。そこについてどうですか。組織力を上げる、利用する。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　今回の浄化槽の関係につきましても、皆さんの目には見えなかったかもしれませんけれども、我々はきちんとその対処法について、打合せ会議も何回も開きましたし、その中でそういう状況も把握しながら、今何をすべきかというような話し合いはしてきました。

その中で、根本的にマニュアルというか浄化槽の管理マニュアルだとかというものをきちきちと確認して、本来の管理する方法だとかというものをまずは進めてみて、その中で不具合のある場所、改善しなければならない場所というようなことで進めなければいけないというような打合せ会議を何回か開いてきておりましたし、その中で各

担当を含めて、それ以外のところからもこういう考え方もあるよというような部分も提案してもらって話をしてきたという中で、最終的には、浄化槽の改善の調査委託という中で出てきたものの中から一つ選んで改善措置をしましたけれども、それに至るまでに時間を要したという部分では、それはおわびしなければなりませんけれども、そういう意味では、内部で指示も出しましたし、一緒に打合せもしながら進めてきたという状況でございます。

職員についても、なかなかそういう専門職でもないという部分もある中で、いろいろ調べて意見をぶつけて、最終的には、まだ百条委員会を継続しておりましたけれども、そういう意味では、組織として対応をしてきたということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　専門職でないと言ったら、ほとんどの人は専門職ではないですよね。何年かたてば、セクションが変わるわけですから。

これも空回りになりますので、次の５点目の自主財源の確保について再質問したいと思います。

出たのは、ふるさと納税を増やしたいという話くらいでしたよね。サイトとかが増えているので、どうにかなるだろうという。これも、例えば一次産業の後継者問題だとか、そうして町として真剣に取り組んでいかないと、町はどんどんどんどん人口が減るという問題もありますけれども、後継ぎがいないという問題があるのですけれども、そういうことに対して、今回の施政方針ではさっぱり出てきていないと。役所が、そういう民間事業者の後継者問題に何かアドバイスできるだとかということも自主財源の確保につながるのではないですか。

それと、前に、例えば文化センターと庁舎の間に体育館・プールとか入れて、そこに民間の事業所とかを入れて、家賃収入だとか物販だとかをやって、ここを活性化したらどうだという話をしたら、町長は、稼ぐ自治体は目指さないということをはっきり言っているのですよね。

自主財源を確保するというのは、何か一生懸命やらないと入ってこないと思うのですけれども、その辺、行政改革の中で、ただ、ふるさと納税の増額を図るとかという答弁しかないというのはどうなのですか。本当にそんなもので、そういうことだけやっていれば役場は大丈夫だという認識をお持ちなのですか。

○議長（木下　敏）　行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　すみません、質問の趣旨が最初大枠だったものですから、自主財源の確保という書き方をされましたので、行革事項の中では歳入の確保、ナンバー１２４の中にある自主財源の確保ということで答弁させていただきました。

先ほど、こちらのほうに結びつく一次産業の手だてとかというものは、自主財源の確保の中とはどうしても結びつくようなものではないので、こちらのほうについての答弁をさせていただいたことになります。

その中では、歳入の確保という意味では、例えば町税の徴収強化、受益者負担の適正化、未利用資産の売払い、そして自主財源の確保というものが検討項目としてあります。

町税以外にも、今現在では、受益者負担の適正の観点から使用料、手数料の見直しをはじめ、また歳入の中でも各課でできるところ、見直しを進めているものもあり、現計画としては令和３年度からスタートしておりますけれども、この中でも健康センターの使用料や広告掲載事業の広告料の見直しなど、また、その他公営企業においては上下水道の使用料の見直しなども進めております。

また、見直しの中でも、町民の皆様に対して過度に負担を強いるような見直しを進めていくことは、こちらのほうでも考えておりませんというか現実に厳しいものがありますので、長期的な視点で取り組むのも必要かと思います。

そういう意味では、歳入の確保イコール、それ以外には歳出の削減、まだまだ経費上削減できる項目もあるものと考えられますので、まず、そちらのほうから進めていくことも必要と考えております。

私の答弁については、以上になります。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　自立する自治体として考えれば、私はやはり企業誘致が最大の自主財源の確保だと考えております。やはり町税の確保という意味が一番大きいと思っております。

企業誘致によって法人税、あるいは雇用確保によって働かれる方の住民税の増収というものを考えますと、やはり固定資産税も含めて、そういうものを確保していくためには企業誘致、それから一次産業の後継者の部分の確保というのも町としてお手伝いをしながら経済・活性化を含めた上での地方自治体として、自主財源の確保というものの中で大きいのは、町税の確保が一番だと考えております。

その上で、今、全国で各自治体の競争にもなっておりますふるさと納税の部分につきましても、七飯町としていろいろ様々な施策をしてきておりますが、まだまだ足りないということでございますので、その分も含めて今後も対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　そうすると、次の６点目で、指定管理者制度の見直しというのを上げましたけれども、指定管理者に一回入れば、ほとんどずっとつながっていっているのが現状ですよね。

見直すというのは、例えば少しハードルを下げて、いろいろな業者が参入できるようにするとかという基本的なお考えというのはあるのですか。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　新規事業者が参入しやすいというような意味合いだと捉えておりますけれども、指定管理施設や業務の内容によりますけれども、公募の際の選定基準等が緩和できるものがあれば、各指定管理導入担当課において十分検討できるものと捉えておりますので、その辺も、今後、ほかの自治体の指定管理の導入状況等を参考にさせていただきながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　結局、指定管理者というのは、成果が問われるわけですよね。やってみて、町にも利益があった、利用者からも評判がよかったとなれば、それは、続いていっていいのですよ。

だけれども、どちらかというと、一回取ったら、ずっとその業者が続くような仕組みになっているというふうに見えるのです。実際は、３年ごとにちゃんと審査といいます、やっているように見えますけれども。

結局、今までやっていた業者でないとやれないようなハードルがあるわけです。だから、例えば１年契約にして、うまくなかったらすぐ別の業者に変えられるとか、何かそういう仕組みにして、もう少し、町民、町、いろいろなところの活性化につながるような、そういう考え方というのはできないものですかね。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　一応、当町の指定管理におきましては、３年に１回の公募という形で、３年間債務負担行為を取らせていただきながら、協定を結ばせていただいているという中でやっております。

先ほど業務状況評価、毎年、施設の評価というのを各課でやっているということを答弁させていただきましたけれども、そういう中でしっかりと指定管理者への評価というものを各課でやっていきながら、なかなか新しい業者が先ほど議員おっしゃったように、次の公募のときに手上げをしないという状況が多々あるということは認識しておりますけれども、その辺も公募の際の選定基準等も含めて、今後検討させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　実際に、初めてやる方というのは、なかなか要領を得ない。長くやっている方というのは、役所のめがねにかなうようなことを全部知っているわけですから、それは審査されるときには、もう圧倒的に有利なのですよ。

だから、そうではなくて、新しい人にもチャンスを与えるという考え方が指定管理者の制度の中にあってもいいのではないかと思うのですよ。

３年契約でもいいですよ。その代わり、１年やって、うまくなかったら、出てもらいますよという項目を入れればいいのではないかと思うのですけれども、その辺の指定管理者の使い方です。どうですか。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　３年のうち１年目で、要は、状況があまりよくない場合はやめてくださいというような中身だと思うのですけれども、今の段階では、そのような公募だとか協定というものは、なかなか難しいとは考えておりますけれども、今後、先ほども申し上げましたけれども、他の自治体等でどういうふうにやっているかという部分も勉強させていただきながら、いろいろ検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　よく我々も使いますけれども、他の自治体という。他の自治体が全部うまくいっているかといっても、やはり同じ穴のムジナみたいなところも行政ですからあるのですよ。本当に民間でうまくやっている例を見てきて、それに倣うような民間業者を連れてこられれば一番いいのですけれども、あんまり聞いてもしようがないと思うので、公共施設のあり方の検討と対策実施についてのほうに行きます。

老朽化した施設の統廃合などをやると。それから経費の節減、職場環境の改善に努めて公共施設をきちんと管理していこうという話なのですけれども、どちらかというと、役場のほうの考えというのは、全部対処ですよね。何か今あるものをどうしようかという話が中心ですよ。

そうではなくて、もっと将来を見越して、今少しお金かけてもこういうふうにしていこうとか、こういう発想を持って運営をしていかないと、先手を打ってやっていくという考え方ができるかどうかなのですけれども。

建物を管理するときに、例えば歴史館の休日を増やすのですね。要するに、皆さんに使ってもらわない日を増やすと経費の節減になると。

いや、何か違うのではないですか。今ある施設をどんどん活用するほうに考えていかなければ駄目だと思うのですよ。

例えば公共交通などと組み合わせをして、どんどん町外れの人も休みの日にここに来てもらうとかという仕組みと抱き合わせで考えていかないと、いつまでも変わらないと思うのですけれども。何か、油代もったいない、電気代もったいないで減らしていくという発想というのは、どうなのですか。生かそうという発想にはならないのですか。

○議長（木下　敏）　生涯教育課長。

○生涯教育課長（花巻　亘）　歴史館の件について、先ほど財政課長からの答弁で例として出ましたので、歴史館については、これまで年末年始のみの休館だったものを、令和６年度から月曜日を休館日として設定して、先ほど答弁にあったとおり、施設の経費節減といっても、一日休みが増えただけで、あと、今までシフトで１週間びっちり休みなしで職員が働いていたものを、職員の働き方改革という意味で、必ず一日休館日ができることで、定期的に必ず月曜日が休みになるということで、それぞれの生活リズムもある程度目測を立てながら生活できるだろうということで、こういった改革をしております。

実際に、利用者数については、一日休みにしましたけれども、令和５年度と比べてその分減っているかというとそういうことはなくて、歴史館は、年に数回企画展を開催したり、常設展示室の整備をしたりして、なるべく多くの利用者の方に来ていただけるように工夫はしてございますので、今後もそのような工夫を続けながら、施設の有効活用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　例えば、縄文センターなどでは、子どもたちからお金を取って土器を作るだとか、いろいろなことをやっています。ソフトクリームも作っている、Ｔシャツも売っていると。例えば郷土資料館など、そういう方向には行けないものなのですか。どうなのですか。

○議長（木下　敏）　生涯教育課長。

○生涯教育課長（花巻　亘）　施設で、例えば今現在、拝観料については無料にしてございますけれども、実際、夜の博物館講座であるとか、ジュニア探検クラブというのは、それぞれ参加する方々から御負担をいただきながら運営しているメニューもございます。

今後も、そのような有料のコンテンツもどのように増やしていけるのかも含めて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　そういう努力をしていくのが行政改革だと思うのですよね。休暇を増やすだ、電気代を削るだとか、そんな後ろ向きのことをやっても駄目ですよ。これ以上伸びないのは、はっきりしているのですから。

どうやって活性化するかということを、もっと庁内で、役場の職員というのは、若い人から定年に近い人まで幅広くいるわけですから、この人たちがいっぱいいろいろな意見を出し合って、どうやって活性化していくかっていうことをやるべきだと思います。

その中で、ＩＣＴというもので、いろいろな会議でタブレットを使ったりとか、我々も今やるところなのですけれども、そういう説明はありました。説明はありましたが、今回、行政改革の質問をした一番の理由を一つ今言います。

知り合いの独居老人から「福祉灯油のを申込みをしてくれ」と私頼まれたのですよ。それで、出張所に行って、申し込みたいのだと言ったら、出張所のパソコンで打って、用紙を打ち出しました。それで書いてくださいと。依頼主の名前、私が書く、それから窓口に来た人の名前、私が書く。それで出したら、てっきりすぐもらえるのかと思ったら、「後で郵送します」ですよ。

福祉灯油というのは、５，０００円のアップル商品券ですよね。１週間くらいたってから来たのかな。大した話ではないから、誰も何も思わないのかもしれないのだけれども、その独居老人に言われました。「私が行っていたら、これどうなっているか。タクシー代かけて窓口まで行く。それで、せっかく行ったのに、そこでもらえないで、またタクシーで家に帰る。そしたら、遅れて送られてくる」と。

対象者というのは、無限にいるわけではないですよね。福祉灯油をもらえる人というのは。その中で、もっと確認の仕方とかがあるのではないですか。そういう見方からしてやっていかないと、ＩＣＴだ、何だと、機械だけ入れても駄目なのですよ。何をどう削ろうかという、それを機械に変えていこうという発想がなければ駄目だと思うのですけれども、どうですか。

○議長（木下　敏）　福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹）　それでは、福祉灯油の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

確かに、窓口に来られて、いろいろと手続されるという手間をおかけしていることは大変申し訳なく思っております。しかしながら、対象者の確認については、税情報の部分も含めて確認をさせていただかなければいけない関係もございますので、なかなかその場で、即こちらで金券を用意してお渡しするというのが非常に難しいところは現状ございます。

ただ、今、議員からお話があったように、我々としても、できる限り業務については効率化を図って、できるだけ町民の皆様に負担のないようにというところでは考えて進めていきたいと思っておりますので、今後、手続きの方法については検討させていただきます。

ただ、職員も、福祉灯油だけではなく、ほかにも時間をかけて相談を聞かなければいけない生活保護の関係ですとか、養護老人ホームの受付といったところも兼ねてやっておりますので、職員の中にミスをしてはいけないという気持ちもあるものですから、なかなかスピーディーにどうしてもできない部分があるということは御理解いただいて、我々のほうとしても効率化を図れるように検討させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　テレビの番組で、断捨離を一生懸命やっている番組というのはかなり視聴率を取れていて、うちの家内なんかも一所懸命見

ているのですよね。

何か新しい仕組みを入れようというときに、まず、何が要らないのか、それを削らないと新しいものに向かえないという思いで、最後の質問をさせてもらいますけれども。

皆さんが入所されて、１０年、２０年やってきた業務の中で、これは要らないだろうと思っている時期があったはずなのですけれども、そういうことを見直していこうということがそもそも普段からないと、なかなか難しいのです。

今の答弁もそうですよ。わざわざで来てもらった人にまた来てもらうだとか、そういうスピーディーさだけが全てではないですよ。それから、不正な受給というものにつながらないようにとか、それはよく分かりますよ。だけれども、工夫の仕方で幾らでもできるのではないですか。そういう努力が足りないのです。

例えば道の駅の浄化槽のことばっかり言いますけれども、あれにしても、もっと対応の仕方があったと思います。対応している人があまりにも狭過ぎました。町全体でいろいろ調べながら対応すれば、また違った、もっと時間的にも早くできたのではないかと。そういうことに向けて、行政改革というところから入らなければ駄目だと思うのです。行政改革でやるしかないのですから。

その辺を町長、最後に何かないですか。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　今まさに、平松議員がおっしゃっているとおり、時代が進んでいまして、七飯町ホームページのほうにも電子手続ができるものも出てきておりますし、今マイナンバーカードの普及率も大分上がってきまして、マイナンバーカードのマイナポータルも見てもらえば分かるとおり、医療保険情報だとか年金情報だとか税情報だとかということで、そちらのほうから国のほうも手続が進められるようになってきておりまして、そのひもづけが進みますと、今おっしゃられたような福祉灯油の手続も、自治体のほうでも税情報だとかもつながって分かるというようなこともございます。そうなると、今後ＩＣＴを活用した電子申請ができて郵送で自宅に届くというようなことも可能になるかというふうに思います。少しずつ利便性の高いものを今準備しながら進めております。

それから、疑うわけではないのですけれども、どうしても申請関係においては、慎重にきちっと精査した上で該当者に対象のものを送らなければならないというようなこともございますので、その辺は慎重に、また利便性を上げながら、今後の行政を進めていきたいと考えております。

令和７年度では戸籍の振り仮名のこともございまして、今後ほとんどのものが電子申請が可能なものになっていくと考えられますので、町としても後れを取らないように、きちっとしたシステム、仕組みづくりをしていきたいと考えておりますので、御協力のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

散　会　の　議　決

○議長（木下　敏）　この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

散　会　宣　告

○議長（木下　敏）　本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後　３時４５分　散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員